

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十八号

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小沢 新次君

江藤 隆美君

國場 幸昌君

中村 弘海君

永山 忠則君

別川悠紀夫君

山崎平八郎君

綿貫 民輔君

山本 幸一君

桑名 義治君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 荒木萬壽夫君

(國家公安委員長) 會委員長

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁長官官房長 富田 朝彦君

警察庁刑事局保安部長 長谷川俊之君

警察庁警備局長 山口 廣司君

自治大臣官房參事官 佐々木喜久治君

委員外の出席者

參議院地方行政委員長 若林 正武君

林野庁指導部長 塩島 厚一君

林保課課長 通商産業大臣官房審議官 牟田口道夫君

通商産業省公害保安局工業保安課長 眞野 温君

通商産業省重工業局長 山形 榮治君

地方行政委員會調查室長 日原 正雄君

委員の異動

三月二十四日

林 百郎君

浦井 洋君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

施設の設置の事業を「道路、公園、緑地、広場その他政令で定める施設（これに附属する施設を含む。）の設置又は改築の事業」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校（小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）を、学校、病院又は保育所」に改める。

第二条第三項のうち、第八号を第十号とし、第七号中「事業」の下に「並びに試験又は検査の委託に関する事業」を加え、同号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 地盤沈下による高潮対策に係る防潮堤その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

八 廃油処理施設の設置又は改築の事業

第三条第一項中「別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部」を「その経費の四分の三」に改め、同条第二項中「国の負担割合が別表」を「国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が前項」に改め、同条第三項中「第二条第三項第五号から第七号までに掲げるもののうち」を削る。

第四条第一項中「公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき」を「地方公共団体が行なう公害の防止のための事業で次の各号に掲げる事業につき当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの

二 公害の著しい地域からの住宅の移転に伴い必要とされる用地（移転跡地を含む。次号において同じ。）の取得及び造成並びに住宅の建設に関する事業

三 公害の著しい地域における公害を防止するために行なわれる工場若しくは事業場又は家畜の畜舎の移転に伴い必要とされる用地の取得及び造成に関する事業

四 公害の著しい地域に係る土地区画整理事業

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

第四条第二項中「公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業」を「前項に規定する事業」に改める。

第五条中「前条第二項」を「前条」に改める。

附則第一条の見出し中「施行期日等」を「施行期日」に改め、同条第二項を削る。

附則第二条中「（別表を含む。）」を削る。

附則第四条を次のように改める。

附則第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

（地方交付税法の一部改正）

第十二条第一項の表道府県の項中

| 九 特別事業債<br>償還費                                    |  |
|---------------------------------------------------|--|
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |  |
| 十 公害防止事業債<br>償還費                                  |  |
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |  |

公害防止事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改め、同表市町村の項中

| 十 公害防止事業債<br>償還費                                  |  |
|---------------------------------------------------|--|
| 公害防止事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金              |  |
| 十一 特別事業債<br>償還費                                   |  |
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |  |

に改め、同条第二項の表中

| 十 特別事業債<br>償還費                                    |  |
|---------------------------------------------------|--|
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |  |

| 四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |  |
|-------------------------------------------------------|--|
|                                                       |  |

| 国庫の補助金、負担金<br>その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                                                                                                  | 千円 |

を

| 四十一 公害防止事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額      |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額     | 千円 |
| 四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 |    |
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額     | 千円 |

に改める。

別表道府県の項中

九 特別事業債  
償還費

|                                                  |                |
|--------------------------------------------------|----------------|
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき<br>一三五〇〇 |
|--------------------------------------------------|----------------|

九 公害防止事業債償還費

|                                                  |                |
|--------------------------------------------------|----------------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金              | 千円につき<br>八〇〇〇〇 |
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき<br>一三五〇〇 |

に改め、同表市町村の項中

十 特別事業債償還費

|                                                  |                |
|--------------------------------------------------|----------------|
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき<br>一三一〇〇 |
|--------------------------------------------------|----------------|

十 公害防止事業債償還費

|                                                  |                |
|--------------------------------------------------|----------------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金              | 千円につき<br>八〇〇〇〇 |
| 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき<br>一三一〇〇 |

に改める。

附則第五条中「附則第二十五項及び第二十六項」を削る。  
別表を削る。

本修正の結果必要とする経費  
本修正の結果必要とする経費は、約九十億円の見込みである。

○菅委員長 この際、提出者から趣旨の説明を求めます。林百郎君。  
○林百郎委員 公害の防止に関する事業に係る国

その第二は、この補助対象事業に対する国の負担割合が二分の一では不十分であり、公害に第一義的責任を負う国にふさわしいものとして、さらに四分の三にかさ上げすることとしたのであります。

その第三は、公害防止計画地域以外の公害対策防止事業がきわめて限定されていることは適当ではなく、これについても補助対象事業を公害防止計画地域と同様にし、国の補助負担率も前条と同様四分の三を適用するようにしたのであります。

その第四は、公害防止対策事業にかかる地方債の対象事業を、土地区画整理事業等まで含めて一そう拡大したことであり、

そしてさらに、地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入を、辺地債並みの十分の八まで引き上げたことでもあります。

私は、こうした修正により、まだ不十分であるとはいえ、地方公共団体が住民の要求にこたえて、公害防止対策事業を行なう際の地方財政への圧迫をできる限り押えらるゝと、公害防止対策事業が地域の実情に見合ったものとして促進されることをできる限り保障したいと考えるものであります。

委員の皆さんが、何とぞわが党の修正案を慎重に検討されまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○菅委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。この際、国会法第五十七条の三の規定により、本修正案について内閣の意見を聴取することといたします。秋田自治大臣。

○秋田自治大臣 政府といたしましては、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の修正案につきましては、現段階における公害の防止に関する事業の状況から見まして、賛成することはできないのでございます。

案及びこれに対する修正案を一括して討論を行ないます。  
討論の申し出がありますので、順次これを許します。綿貫民輔君。

○綿貫委員 私は、自由民主党を代表し、政府提案の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対し賛成の討論を行なうとしますものであります。

公害対策の推進は、七〇年代内政の最重要課題であります。さきの臨時国会におきましては、公害対策基本法の一部改正をはじめとする公害関係諸法の整備が行なわれ、公害防止対策の推進、地方への権限委譲等を中心とする公害行政体制の整備等をはかるための措置が講じられたところであります。しかしながら、公害防止対策事業の費用負担につきましては、公害防止事業費事業者負担法が制定され、事業者の負担責任が明確にされましたが、公費で負担すべき部分にかかわる現行の国の補助負担率はいずれも低率であり、公害防止対策の推進に対する国の責任の重要性から見て、その引き上げが要請されていたところであります。今回の政府案は、この点に關し不十分とはいえない財政責任を明らかにし、公害対策の一その推進をはかるものとするものであり、きわめて時宜に即したものと存するものであります。

政府原案の内容を検討いたしましたところ、公害防止計画作成地域を中心として、典型的な公害防止事業といえる特定公共下水道、終末処理施設等の設置、改築事業、緩衝緑地等の設置事業、廃棄物処理施設の設置事業、公立義務教育諸学校の移転及び施設整備事業、河川、港湾等の浄化事業、汚染農用地等の土地改良事業、公害監視、測定施設の整備事業等について国庫補助負担制度の新設、国庫補助負担率の引き上げを行なうとともに、公害防止計画作成地域外に対しても、河川、港湾等の浄化事業、汚染農用地等の土地改良事業、及び公害監視、測定施設の整備事業で緊急を要するものについては、自治大臣が指定して同様の国庫補助負担の特例措置を講ずることとされてお

ます。さらに、これらの公害防止対策事業及び下水道事業については、地方債における政府資金の優先充当、元利償還金の交付税算入を行なう等、地方団体に対する財政措置を積極的に講ずることとされているのでありまして、公害対策の推進上適切な措置であると考えるのであります。

質疑を通じていろいろの問題点も指摘されますが、今後とも、政府においては、現下における公害対策の緊要性に対処するため、本法案の適切な運用を通じて、公害経費に対する財源措置の充実強化をはかるよう強く要望するものであります。

以上、今回の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の内容は妥当なものと考え、政府原案に賛成の意を表するものであります。

なお、共産党の提案にかかる修正案につきましては、参考にするべきところもありますが、公害の防止に関する事業の状況から見ても、現段階においては適切なものとは考えられないので、反対するものであります。

以上であります。(拍手)

○菅委員長 山口鶴男君。

○山口鶴男委員 社会党、公明党、民社党、野党三党を代表して、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に反対の討論を行ないます。

われわれ野党三党は、昨年十二月、第六十四臨時国会、いわゆる公害国会におきまして、公害防止の諸施策はほとんど地方自治体が主体となって実施する実情にかんがみ、地方自治体が実施する公害防止事業に対する国の財政上の責任を明らかにすべきことを強く要求してまいりましたのであります。と同時に、これにこたえ得る法律案の提出を行ない得なかった政府の怠慢を指摘し、野党三党共同による公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案を提出してまいったところであります。

その際、われわれが強調いたしました点は、一、公害基本法第十九条に基づく公害防止計画地域に

限定した公害基本法第二十条の国の必要な措置に限定すべきではない。

二、したがって、公害基本法第二十三条に規定された、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、国は、必要な財政上の措置を講ずるようすべきであるとの立場から、法律案の作成を早急に行なうべきである。

三、国が公害防止に対する第一義的な責任を果たす上から補助率の特例はすべて四分の三とすべきである。

四、公害債の元利償還の基準財政需要への算入は、辺地債、同和対策事業債と同様に八〇%とすべきである。

以上の諸点であります。

しかるに、第六十五通常国会に提出された、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案は、野党三党共同提案のそれとは著しく後退した案であり、公害防止事業のかさ上げ法案というものの、まさに羊頭掲げて狗肉を売るのたぐいの、まやかしか法案といわなければなりません。

その理由の第一は、補助率のかさ上げの対象が公害基本法第十九条第二項の公害防止計画に基づく公害防止対策事業に限定されている点であります。わずかに例外として河川、湖沼、港湾その他公共用水域におけるしゅんせつ事業、導水事業、いわゆるヘドロ事業、農用地または農業用施設に於いて実施される客土事業、施設改築事業、いわゆる重金属汚染の土壌対策及び監視測定等の施設設備があるにすぎないのであります。

第二は、たとえば下水道事業につきましては、すべての事業がカバーされておらず、わずかに特定公共下水道、都市下水路の一部及び終末処理場の設置または改築にすぎないわけでありまして、公共下水道の幹線以外の管渠の多くが除外されている点であります。

第三は、補助率の特例措置がほとんど二分の一であり、きわめてわずかな補助金のかさ上げにす

ぎず、膨大な公害防止事業を実施しなければならぬ地方自治体の財政を救済する効果はきわめて少なく、国は公害防止事業の第一義的責任を持つてという昨年の公害国会での政府統一見解を守っていない、まさに公約違反を行なっているという点であります。

第四は、公害債の元利償還について、基準財政需要額への算入が五〇%にすぎない点であります。

第五は、政府案は東京湾等に見られる緊急の課題である地盤沈下対策を全くなおさりにし、責任を回避している点であります。

以上のごとく、政府提出の、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案は、われわれの断じて承認し得ぬものであります。

今国会の論議で明らかにされた四日市での石原産業問題、安中市の東邦亜鉛問題のごとく、企業と通産省、厚生省等の政府当局との癒着は、まさに目に余るものがございます。

さらに、公害防止事業についてのこの羊頭狗肉の法案をもつては、わが国の公害列島の汚名をそぐことは至難といわざるを得ません。七〇年代の最大の国民的課題であり、全人類の当面する緊急課題ともいふべき公害対策、環境保全対策について、政府自民党の無責任な態度は、社会、公明、民社、三党は国民とともに心からの憤りを感ぜざるを得ない次第であります。

政府自民党の猛省を促し、反対討論を終わりたいと思ひますが、この際、共産党提出の修正案について一言いたしたいと思います。

社会、公明、民社、野党三党は、昨年十二月、いわゆる公害国会以来、独自の法律案を提出しておりますので、残念ながら共産党の修正案には反対をいたします。

今後、共産党におかれても、各党が十分内容検討を行なう時期的余裕をもつて法律案の提案をせられるよう要望いたしますして、討論を終る次第であります。(拍手)

○菅委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

まず、林百郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多数。よって、林百郎君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 綿貫民輔君、山口鶴男君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもつてたいま議決いたしました法律案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。綿貫民輔君。

○綿貫委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に對しまして附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公共団体における公害防止施策の円滑な推進を図るため、左記事項について検討すべきである。

一、地方公共団体における公害防止施策の実施状況等にかんがみ、本法の適用地域、及びその対象事業の範囲の拡大に努めること。

二、地方公共団体における公害防止対策事業費の急激な増加に伴う財政負担を軽減するため、公共下水道の管渠部分についても特例補助対

象に含めるとともに、公害防止事業についての特例補助率、補助採択率、国庫補助基本額及び地方債充当率を引き上げる等の措置を講ずるよう努めること。

なお、不交付団体については、適切な財政措置を行なうよう配慮すること。

三、公害防止計画が定められていない地域における公害防止対策事業の指定に際しては、当該都道府県の知事及び市町村長等の意見を十分に反映すること。

四、わが国の公害発生の実情にかんがみ、すみやかに公害対策基本法第十九条に基づく公害防止計画の策定を指示するとともに、その指示にあたつてはそれぞれの地域の実態に即応し、隣接地域を含めた広域的配慮を行なうこと。

右決議する。

以上であります。何とぞ皆さま方の御賛同をお願いいたします。

○菅委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よつて、綿貫民輔君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○秋田国務大臣 ただいまいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしましたし、善処いたしますと存じます。

○菅委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菅委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 参議院から送付されました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。荒木国家公安委員長。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「建設業の」を「人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の」に、「監督の下に建設作業を」を「監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業」に、「以下「建設作業に従事する者」を「第十一條第三項において「人命救助等に従事する者」に改める。

第四条第一項第二号中「又はと殺若しくは」を「動物麻酔、と殺又は」に、「又はと殺若しくは」を「麻酔銃、と殺銃又は」に改め、同項第四号中「運動競技会のけん銃射撃競技」の下に「又は空気けん銃射撃競技」を、「当該けん銃射撃競技」の下に「又は空気けん銃射撃競技を」、「けん銃」の下に「又は空気けん銃」を加え、同条第四項中「けん銃」の下に「又は空気けん銃」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（番号又は記号の打刻）

第四条の二 都道府県公安委員会は、前条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する銃又は空気銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、総理府令で定めるところにより、当該許可に係る銃又は空気銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に改め、「経過していない者」の下に「（同条第一項第三号に該当したことにより許可を取り消された者を除く。）」を加え、同条第三項中「前条」を「第四条」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する銃銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。以下同じ）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獣類の所持の許可を受けている者

二 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

第八条第一項第六号中「第五号」の下に「若しくは第五条の二第三項第二号」を加える。

第十条第二項第一号中「場合」の下に「ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限り」を加え、同項第二号中「規定により標的射撃の用途に供するため」を「規定による」に改め、同条第三項中「実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号の一に該当する場合を除き、

当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしておいてはならない。

第十条の三（同条の前の見出しを含まないものとする。）を次のように改める。

第十条の三 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。

2 前項の規定による銃砲の保管は、堅固な保管設備に施錠して行なわなければならない。ただし、狩猟のため堅固な保管設備がない場所に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 前項に規定する設備に銃砲を保管するにあつては、当該設備に、保管に係る銃砲に適合する実包、空包又は金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならない。

第十条の四第三項を削る。

第十条の五を第十条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（銃砲の保管状況に関する報告徴収）

において同じ。)を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造けん銃の製造又は輸出を業とする者(使用人を含む。)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合、この限りでない。

2 前項ただし書の届出に關し必要な細目は、總理府令で定める。

(模造刀劍類の携帯の禁止)

第二十二條の三 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀劍類(金屬で作られ、かつ、刀劍類に著しく類似する形態を有する物を總理府令で定めるものをいう。)を携帯してはならない。

第二十三條の次に次の一條を加える。

(事故届)

第二十三條の二 第四條若しくは第六條の規定による許可を受けた者又は第十四條の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀劍類を所持する者は、当該許可又は登録に係る銃砲又は刀劍類を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

第三十五條第一号中「第十條第三項の下に「若しくは第四項」を加え、「第十五條第二項」を「第十條の三、第十五條第二項」に、「第二十三條」を「第二十二條の二から第二十三條まで」に改め、同條第四号中「第十一條第五項」を「第四條の二の規定による打撃命令又は第十一條第五項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同條に次の一号を加える。

六 第二十三條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十七條中「第三十五條第一号から第四号まで」の下に「若しくは第六号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十條の三の改正規定(同條第一項に係る部分を除く。)、第二十二條の次に第二十二條の二を加える改正規定、

第三十五條第一号の改正規定(第十條の三第一項及び第二十二條の三に係る部分を除く。及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。)

2 この法律の施行の際現に麻酔銃について改正前の銃砲刀劍類所持等取締法(次項において「旧法」という。)第四條第一項第一号の規定による所持の許可を受けている者は、改正後の銃砲刀劍類所持等取締法(次項において「新法」という。)第四條第一項第二号の規定により当該麻酔銃について所持の許可を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第四條第一項第一号の規定による許可を受けて銃砲を所持している場合において、当該銃砲が新法第五條の二第三項のライフル銃であるときは、当該許可を受けている者については、当該ライフル銃に關する限り、同項の規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(武器等製造法の一部改正)

5 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一條を加える。

(保管)

第十九條の二 銃砲等製造事業者又は前條第一項の許可を受けた者(以下「銃砲等販売事業者」という。)は、業務のため所持する銃砲等を、正当な事由がある場合を除き、第十七條第二項又は前條第二項において準用する第五條第一項第二号の要件を備えた設備に施錠して保管しなければならない。

2 前項の場合において、銃砲等製造事業者又は銃砲等販売事業者は、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包、空包又は金屬性弾丸を当該銃砲等とともに保管してはならない。第二十三條中「第十九條第一項の許可を受けた者(以下「銃砲等販売事業者」という。)」を「銃砲等販売事業者」に改める。

第三十四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十九條の二の規定に違反した者

理 由

最近における銃砲並びに模造けん銃及び模造刀劍類を使用する犯罪の実態にかんがみ、ライフル銃の所持及び銃砲の保管に關する規制を強化し、並びに模造けん銃及び模造刀劍類の所持を制限することとするほか、産業用銃砲等に関する規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項中「当該許可を受けている者については」の下に「この法律の施行の日から五年間」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該許可は、同項の規定が適用されることとなつた日に、その効力を失う。

○荒木國務大臣 ただいま議題となりました銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、銃砲、模造拳銃及び模造刀劍類の有する社会的危険性にかんがみ、これらを使用する犯罪や事故を防止するためその所持に關する規制を強化するとともに、産業用銃砲等の使用の実態にかんがみ、その所持に關する規制を合理化すること等をその内容としております。

以下、その概要を御説明いたします。

その一は、ライフル銃の有する社会的危険性にかんがみ、ライフル銃の所持の許可基準を厳格化し、公安委員会は、ライフル銃による獣類の捕

獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者、繼續して十年以上獣類の所持の許可を受けている者またはライフル射撃競技の選手もしくは候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、ライフル銃の所持の許可をしてはならないものとするものであります。

なお、現に所持の許可を受けてライフル銃を所持している者については、この基準に關する改正規定は適用しないこととしております。

その二は、銃砲の盗難等を未然に防止するため、銃砲の所持の許可を受けた者または武器等製造法の銃砲等製造事業者もしくは銃砲等販売事業者は、その所持する銃砲を堅固な保管設備に施錠して保管しなければならないが、当該保管設備には保管にかゝる銃砲に適合する実包、空包または金屬性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならないものとするものであります。

なお、公安委員会は、銃砲の所持の許可を受けている者に対し、その所持する銃砲の保管状況について必要な報告を求めることができるものとしております。

その三は、模造拳銃及び模造刀劍類の社会的危険性にかんがみ、何人も、輸出のための模造拳銃の製造もしくは輸出を業とする者またはその使用人が業務上所持する場合を除いては、模造拳銃を所持してはならないものとし、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀劍類を携帯してはならないものとするものであります。

その四は、亡失または盗難にかゝる銃砲刀劍類が犯罪に使用されることを防止するため、許可または登録にかゝる銃砲刀劍類を亡失し、または盗み取られた者は、直ちに警察官に届け出なければならないものとするものであります。

その五は、許可にかゝる銃砲または空氣銃を特定させるため、公安委員会は、許可を受けた者に対し、当該銃砲または空氣銃に番号または記号の打刻を命ずることができるものとするものであります。

その六は、産業用銃砲等の使用の実態にかんがみ、当該銃砲については、その所持の許可を受けた者の監督のもとに当該業務に従事する者もこれを所持することができるとすることであります。

その七は、空気拳銃射撃競技が国際的規模で開催されている実情にかんがみ、空気拳銃を厳格な要件の下に所持の許可の対象とすることであります。

その他所要の罰則を設けることとするほか関係規定の整備をいたしております。

なお、模造拳銃の所持の禁止及び銃砲の保管設備への保管に関する改正規定は、公布の日から起算して六月を、その他の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○菅委員長 　なお、本法律案は参議院の修正を経た議案でありますので、その修正の趣旨について説明を求めます。参議院地方行政委員長若林正武君。

○若林参議院議員 　ただいま議題に供せられております銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案のうち、参議院の修正部分について、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、その主要改正事項の一つとして、ライフル銃の所持の許可基準を厳格化し、獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者、継続して十年以上猟銃の所持の許可を受けている者またはライフル射撃競技の選手もしくは候補者として適当である者でなければ、ライフル銃の所持の許可をしないこととしております。

しかしながら、附則第三項では、この法律施行の際、現に許可を受けてライフル銃を所持している者については、当該ライフル銃に関する限り、ライフル銃の所持の許可基準に関する改正規定は、適用しないこととしております。

参議院におきましては、最近における銃砲等を使用する犯罪の実情、なかんずくライフル銃の所有する社会的危険性にかんがみ、この厳格化された許可基準を、広範囲に適用することが緊要であると考え、この際、附則第三項を修正して、新法の許可基準を適用しない期間をこの法律の施行の日から五年間に限定するとともに、五年を経過した後は、新法の厳格な基準のもとに新たに許可を受けなければならないこととしたのであります。

以上が参議院における修正の趣旨及び内容の概要であります。何とぞ、各位の御賛成を賜わりますようお願い申し上げます。

○菅委員長 　引き続き逐条説明を聴取いたします。

○後藤田政府委員 　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説明申し上げます。

第一は、人命救助、動物麻酔、屠殺または漁業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲ならぬ救命索発射銃、麻醉銃、屠殺銃、もり銃等の銃砲についての所持の規制を合理化するための第三條第二項の改正であります。

これらの銃砲は、元來、産業等の用途に供するため業務上使用されるものであって、比較的危険性が少ない上犯罪に使用された事例もほとんどないのであります。したがって、責任者に所持の許可を与え、その監督のもとであれば人命救助等に從事する者が個々に許可を受けることなく所持することができるようになることが適当であると考えられますので、公安委員会に届け出た者については、そのような所持を認めようとする趣旨であります。

なお、このことに関連して、第十一條第三項に所要の改正を加え、人命救助等に從事する者が許可を受けた者の指示に基づかないで救命索発射銃等を所持した場合には、その銃砲にかかる許可を取り消すことができることとしたのであります。

第二は、空気拳銃を厳格な規制のもとに許可の対象とすることとした第四條第一項第四号及び第四項の改正であります。

これは、最近、国際的に空気拳銃射撃競技が盛んとなり、世界射撃選手権大会及びアジア射撃選手権大会の正式種目とされたことに伴い、わが国においてもこれらの射撃競技の選手または候補者について射撃競技用空気拳銃の所持を許可する必要性が生じたことによるものであります。

空気拳銃は、拳銃に比較して威力が弱いものではあります。形態は拳銃と全く同様であり、容易に隠して携帯できるものでありますので、拳銃と同様に国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気拳銃射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者として適当であるとしてのみ許可することとしたのであります。

第三は、猟銃及び空気銃に対する番号または記号の打刻についての規定を第四條の二として新設したことであります。

猟銃及び空気銃は許可数も多く、亡失し、または盗み取られる事例も多い上同型のものも多数ありますので、当該許可にかかるとあることを表示させるため必要がある場合には、公安委員会はその指定する番号または記号の打刻を命ずることができるといたしましたのであります。

第四は、ライフル銃の所持の制限に関する規定を第五條の二第三項として新設したことであります。

これは、ライフル銃の社会的危険性にかんがみ、所持の許可基準を厳格化し、銃砲に関する一般の基準に加えて、次のいずれかの場合に該当するものでなければ許可してはならないこととしたものであります。

その一は、狩猟または有害鳥獣駆除の用途に供するためのライフル銃の所持の許可基準を、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者または継続して十年以上猟銃の所持の許可を受けた者としたのであります。

なお、これに伴い、第十條第二項第一号に所要の改正を加え、事業に対する被害を防止するためライフル銃の所持の許可を受けた者は、その事業に対する被害を防止する場合に限り、そのライフル銃を用いての狩猟または有害鳥獣駆除を行なうことができることとしたのであります。

その二は、標的射撃の用途に供するライフル銃については、その所持の許可基準を、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者としたのであります。

なお、これに伴い、第八條第一項第六号に所要の改正を加え、推薦されてライフル銃の所持の許可を受けた者が推薦を取り消されたときは、その許可は失効することとしたのであります。

第五は、銃砲の保管に関する第十條の三の改正と保管状況についての報告に関する規定を第十條の五として新設したことであります。

盗難銃砲による危害の発生を未然に防止するため、その保管に関する規制を強化し、銃砲の所持の許可を受けた者は、許可にかかるとある銃砲をみずから堅固な保管設備に施錠して保管しなければならぬこととするのと、当該保管設備には保管にかかるとある銃砲に適合する実包、空包または金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならないこととしたのであります。

また、これらの銃砲の保管の状況についてその実態を把握するため公安委員会は、銃砲を保管する者に対し、必要な報告を求めることができることとしたのであります。

このように許可を受けて銃砲を所持する者の保管に関する規制を強化したことに対応して、武器等製造法の一部を附則において改正し、同法の銃等の製造、販売事業者は、業務のため所持する銃等を同法に規定する要件を備えた設備に施錠して保管しなければならないこととするのと、当該設備には、保管にかかるとある銃等に適合する実

包、空包または金属性弾丸を銃銃等とともに保管してはならないこととしたのであります。

第六は、ライフル銃の所持について新たな許可基準が設けられたことに伴う第十一条第一項の改正であります。

ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者であることをライフル銃の所持の許可基準としたことに伴い、これらの基準に適合する者として所持の許可を受けた者が、これらの基準に適合しなくなった場合は、当該許可を取り消すことができることとしたのであります。

第七は、模造拳銃の所持の禁止の規定を第二十二条の二として新設したことであり、

模造拳銃を使用する犯罪の実態にかんがみ、これらの犯罪を防止するため、輸出のための模造拳銃の製造もしくは輸出を業とする者またはその使用人が業務上所持する場合を除いて、何人も、模造拳銃を所持してはならないこととしたのであります。

第八は、模造刀剣類の携帯の禁止の規定を第二十二条の三として新設したことであり、

模造刀剣類を使用する犯罪の実態にかんがみ、これらの犯罪を防止するため、何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類を携帯してはならないこととしたのであります。

第九は、銃砲または刀剣類の事故届けに関する規定を第二十三条の二として新設したことであり、

亡失し、または盗み取られた銃砲刀剣類が犯罪に使用されることを未然に防止するため、許可または登録を受けて銃砲刀剣類を所持する者は、その銃砲刀剣類を亡失し、または盗み取られた場合には、直ちにその旨を警察官に届け出なければならぬこととしたのであります。

第十は、罰則の整備に関する第三十五条及び第三十七条の改正であります。

銃砲の保管義務規定に違反した者、模造拳銃の所持禁止の規定に違反した者、模造刀剣類の携帯禁止の規定に違反した者、銃銃等に対する番号等の打刻命令に応じなかった者及び銃砲刀剣類の事故届けをせず、または虚偽の届け出をした者は一万円以下の罰金に処することとする。同時に、両罰規定を適用することとしたのであります。

最後に、この法律は、公布の日から一月を経過した日から施行することとしたのであります。

が、銃砲の保管設備に関する改正規定及び模造拳銃の所持禁止に関する改正規定は、保管設備の設置及び模造拳銃の改造に期間を要するため、公布の日から六月を経過した日から施行することとする。同時に、必要な経過規定を附則において規定いたしましたのであります。

以上が、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案のおもな内容であります。何とぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○警委員長 質疑を行ないます。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。古屋亨君。

○古屋委員 まず第一に、本法案の背景の問題につきまして数項目お伺いいたしましてから、第二番目に内容に入りたいと思います。

ただいま法案の逐条説明がございましたが、こういうような銃砲等につきましては種類と申しますが、ライフルについてもいろいろあるわけでありまして、あるいは散弾銃のたまた問題あるいは空気銃等があるわけがございますが、こういうような銃銃について、その定義と申しますか、特徴といえますか、そうしてまたそれがどの程度威力を発するものであるか、最大到達距離と申しますか、そういう点をまず第一にお伺いしておきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。ライフル銃につきましては、二十二口径あるいは二十八口径あるいは三十口径、そういうふうにございますが、多いのは二十二口径と三十口径で

ございます。それぞれによりまして、また使うたまによりまして威力等は異なるわけでございますが、最も威力がある三十口径について申し上げますと、最大の到達距離は大体三千二百メートルくらいでございます。それから有効射程距離と申しまして、普通の技能を有する者が的をねらって撃ちました場合に、その的に当たる距離でございますが、これはいわゆるスコープといひます。的がよく見えるようなめがねをつけておられますと、六百メートル先のものにも当たります。こういうことでございます。もしそのスコープがない場合におきましてはおおむね三百メートル、こういうふうにいわれております。

それから散弾銃は、御承知のように、たまの種類のいろいろありまして、それに応じて銃口の口径が違つてございまして、最も威力があるという散弾銃で、七号の散弾を使ひました場合の距離でございますが、大体散弾銃の場合におきましては、最大到達距離は二百三十メートルくらい、それから有効射程距離は五十メートルくらいである、こういうふうにいわれております。

その他空気銃につきましては、いろいろございしますが、これらに比しましては、いろいろございしますが、いま手元にちよつとデータがございせんので、お許しただきたいと思ひます。

○古屋委員 ライフル銃というのは、第五条の二の三項に「銃腔に腔旋を有する銃銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう」というふうに法律で書いてありますが、もうちよつと常識的にこの意味をひとつ説明してもらいたい。

○長谷川政府委員 お答えいたします。ライフル銃は銃腔——銃身部の中のところでございますが、そこにみぞが掘つてございまして、このみぞの数は、その銃によりまして多いのも少ないものもありますけれども、みぞが掘つてございまして、これは何のためにみぞが掘つてあるかといひますと、そのみぞの掘つてあるところをたまたが通りまると、たまたが飛び出すときこまのよ

うな原理になりまして、正確にねらった方向に飛んでいって当たる、こういうものでございまして、つまりそういう正確に遠い距離に当たる機能を果たすものでございまして。

それで散弾銃は、そういうみぞが全然ないのが普通でございますが、ごくまれなものに、銃腔の長さの半分以下の部分にあるのがございまして。これは現在通産省のほうで規格を定めております。散弾銃の中にそういうものがございまして、法律の定義といたしましては、そこに書いてございしますように、そういうみぞが半分以上掘つてあるものをライフル銃とする、こういうことになっておるわけでございます。

○古屋委員 今回の法改正におきましては、ライフル銃につきましては相当の規制を加えることになつておりますが、いまのお話のように、ある程度威力のある散弾銃については、今回は全然触れないのか、あるいはこれについては将来さらに検討されるのか、野放しにしておくのか、その点をひとつお伺いしておきます。

○長谷川政府委員 散弾銃につきましては、今回の改正案におきましては、その所持について特別の規制の強化ということにはなつておりません。と申しますのは、散弾銃は最も多く使用されるのは、狩猟に使用されるわけでございますが、この散弾銃につきましては、治安上検討を要すべき点がございまして、治安上検討を要すべき点がございまして、やほりこれの所持の規制ということに關しましては、日本における狩猟をどうするか、そういった根本的な問題等につきまして検討した上で、それと相適合して銃刀法の面におきまして処理をいたしませんと不都合が生ずるわけでございます。この狩猟の問題につきましては、昨年政府におきまして、狩猟全般につきましては、野庁が中心になつていろいろ検討することになつております。したがいまし、そういう結論を得ました上で、銃刀法の面におきましては検討を加えたい、こういう考えで今回は間に合ひませんので、触れておらない次第でございます。

○古屋委員 いまのお話では、林野庁を中心にして検討されておられるのでありますが、昔からこういう狩猟は行なわれておるのであります、どういふ方向で検討されるのか、またいつごろまでに検討されるのか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○塩島説明員 お答え申し上げます。

狩猟法改正の方向でたいま検討中でございまして、内容は年齢の制限であるとかあるいはただいまお話の出した散弾銃の問題でありますとか、あるいは鳥獣保護区内における種の行為の規制、そういうものがおもな内容でございまして。時期につきましては、実は本年の七月からこの行政が一切環境庁のほうに移る、こういうことに一応予定されておりますので、私のほうでは環境庁のほうに申し送る、こういうことになるかと思ひます。

○古屋委員 その問題は、私もちよつと問題があると思ひますが、時間の関係でもう少し先へ進みましてからまた御質問申し上げることにいたします。

こういうような猟銃につきましては、たゞいまいろいろお話のように、国民生活の上において、ある場合においては非常に脅威であり、またある場合においては一つのレクリエーションと申しますか、そういう点の作用も果たしておるのであります。私どもは一般の国民生活におきまして、こういうような猟銃の盗難事件というものが相当ふえておるに聞いております。これがどの程度の盗難がふえておる、またそれが検査状況はどういふふうになっておるか、まずその点を警察庁のほうにお伺いいたします。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

猟銃等の盗難事件の発生状況でございますが、昭和四十二年は百五十二件発生いたしました、その際にとられました被害銃が百六十一丁でございます。昭和四十三年になりますると、事件数は百四十二件、被害丁数が百五十八丁、昭和四十四年は百四十件の百五十九丁、それから昭和四十五年

は百三十八件の百六十八丁。件数から見ますと、必ずしもふえておりませんのでございしますが、被害の丁数は漸次ふえてまいっております、特に四十五年はその前年に比べて九丁ほど多く被害にかかつておる状況でございします。

なお、これの検査状況でございますが、銃の種類によりまして必ずしも一定いたしておりませんけれども、大体四七％ないし四八％程度の回復率でございします。ただ、その中でもライフル銃につきましては、大体八〇％程度の回復をいたしておる状況でございします。

○古屋委員 いまの四七％ないし四八％の回復率というのは、つまり盗難にあった銃が戻ってくるのが大体半分だといふふうに解していいの。そういういたしますと、あとの捜査についてはどういふふうにされておるかということをお伺いします。

○長谷川政府委員 第一の点につきましては、先生のおっしゃるとおりの意味でございします。

あとの捜査の点につきましては、何といひましても、盗難にかかりました銃というものは凶悪な犯罪に使われる危険性というものがかなり高いわけでございますから、警察といたしましては、盗難銃の捜査につきましては、重点事項の一つといたしまして、状況によりましてはそれぞれ府県本部にそういう事件の特別捜査本部をつくるなどさせまして、そうして鋭意捜査に当たつておる状況でございします。

○古屋委員 大体私どもも知つておる範囲におきましては、窃盗事件の検査というのはいわゆる検査率は低いのでありますが、ひとつこの点は後藤田長官もおられるので、猟銃が特にそういうような悪質犯に利用される問題につきましては、一そう取り締まりを強化されて、ぜひこの回復率といふものにもっと力を入れていただくことを要望しておきます。

それからそれに関連いたしまして、最近の京浜安保共闘等の例から見ますと、新聞紙上で見ますと、まだ捜査の段階にあるわけでございますが、

長らく検査されませんと、こういう事件は模倣性といひますか、どんなふうなまいるのでございします。ひとつ最近の京浜安保共闘というやうな極端な、いわゆる三派グループというやうなものによりまして銃砲あるいはたまた等の盗難、あるいはこれに関連する悪質事犯につきましては、現在の捜査の段階並びにこれに対する見直し並びにそれに対する取り締まりの方針につきまして、警備局長からお伺いしたいと思ひます。

○山口(廣)政府委員 去る二月の十七日に栃木県真岡市で発生いたしました猟銃強奪事件の捜査でございしますが、その後警視庁におきまして特別捜査本部を設けて関係都府県警の協力を得まして、目下懸命な捜査をいたしておるところでございします。

起りました二月十七日の弘明に、横浜国大の尾崎康夫という者、それから東京水産大学の中島衡平、この両名を警視庁が逮捕いたしました。その取り調べ、それからいろいろ聞き込みとかあるいは面割等によりましてアジトを五カ所発見いたしました。それからさらにだんだんと追及をいたしまして、新潟の長岡市、それから群馬県太田市の二つのアジトに、どうも猟銃並びにたまたが隠されておるといふような容疑が濃厚になってまいりましたので、その二カ所を二月の二十七日に捜索をいたしまして、この強奪された銃、猟銃十丁、空気銃一丁のうち、猟銃一丁と空気銃一丁を長岡のアジトで、それからたまたが二千三百八十を長岡の店に届け出たのは五百発ということであつたわけでありまして、その後だんだん訂正が何度もなされて、五百発から千五百発になり、それから二千八百発になり、最後に二千三百八十発といふことになったわけでございますが、その長岡のアジトからは千五百五十九発、それから太田のアジトからは八百八十二発と出まして、合わせまして千七百四十一発出てきたわけでありまして、したがいまして、現在なおその差であるところの六百四十発になりますか、とにかくまだ六百数十発

残つておるわけでございます。

現在この猟銃九丁、それからその六百数十発のたまたを懸命に追つかけておるわけでありまして、なお取り調べによりまして共犯者がさらに六名出てまいりました。結局あの猟銃強奪事件は八名で共謀してやつた、こういうことになりました。現在出てまいりました横浜国大の生徒寺岡恒一、同じく雪野健作、それから東京水産大学を中退いたしました坂口弘、共立薬科大学を卒業いたしました永田洋子、こういう者を今月の一日に指名手配いたしました。さらにその後また、いま申しましたやうに、八名でございしたあと二名、一人は横浜国大の吉野雅邦、それからいま一人は元工員の瀬木政児、この六名を現在懸命に追つかけておるところでございます。

その連中は、大体不動産屋を介して、いろいろこれまで発見されたアジトをみな頼んでございしておるわけでございますから、現在そういう家屋の周旋等を業としております不動産業者が全国に五万四千軒ばかりございしますが、私、報告を受けましたこの十五日現在で大体三万二千軒ばかりやつております。それから十日たつておりますから、おそらくもう相当こういう不動産業者に対する聞き込みを進めておるところと思ひます。

それから、今日の十一日の夜から十二日の朝にかけてまして、これは警察用語で旅舎検と申します。が、全国一斉に旅館とか簡易宿泊所あるいは乗りもの発着場等、二十四万五千カ所ばかりを捜索いたしました。

まだ残念ながらその猟銃、たまた、それから指名手配いたしました六名には到達することができませんけれども、こういう連中が手負い獅子のやうになつて何かしでかすといふへんでございしますから、そういう事件を未然に防止するだけ早くこの努力をするともに、さらにできるだけ早くこの猟銃、たまた、それから共犯者の六名を逮捕いたしたいといふことで、現在懸命な努力をいたしておるといふところでございします。

○古屋委員 いまの問題は捜査中でありまして、

極力すみやかに発見をし、そして国民の不信を解消していただきたいと思っております。

さて、これから本論に入りまして、銃砲の保管状況についてお伺いしたいのでありますが、製造、販売、所持許可証と三つに分かれておられるのであります。製造関係の業態、それに対する許可の条件、その順守状況、それから業者の規模等につきまして通産側からまずお伺いしたい。

○山形説明員 お答え申し上げます。

銃砲等の製造業者につきましては、現在武器等製造法に基づきましてその許可を行なっております。製造法に基づきまして、法律上この権限が都道府県知事に委任されておまして、現在許可されております製造業者数が六百八十一企業でございます。大部分が非常に零細な企業でございますけれども、シエアの九〇％以上を占めますのが中堅的な十社で構成されておる次第でございます。現在都道府県でこれを許可し、各都道府県に配置されております担当の係官が定期的に六百八十一社につきましても、立ち入りいたしますが、その事情を調査しておるような現状でございます。

○古屋委員 いまの製造業者六百八十一企業、それで都道府県知事の許可ということでございまして、規模が非常に小さいものが多いという話でございますが、どの程度のものかという資料をひとつお出し願いたいと思うことがひとつ、それから小さい企業でも経営できていくものかどうか、その点をちょっとお伺いしておきます。

○山形説明員 ただいま申し上げますように、数が非常に多くて、零細なものもありあいに多いわけでございますけれども、これらの小さなものは銃銃以外にいろいろと兼業部門を持っております。また修理作業といいますが、これがわりあいに数が多いのですから、修理事業も行なっておりますわけでございますが、先ほどもちょっと触れましたように、生産の九〇％以上が現在ミロク製作所、バインシン製造、日本銃銃精器株式会社、山本銃砲製作所、豊和工業等々大体十社でなされておるわけでございます。これらの企業はその規模からいいたしても零細ということでございまして、専業メーカーとして一応生産を行なっております次第でございます。

○古屋委員 それではいまの点につきまして、製造業者の業態、まあ総量の九〇％が十社で生産されておるといいますと、あとのものはきわめて小さいものと思えますが、どの程度のものであるか兼業、修理というような業態別にひとつ資料を出していただきたいと思います。

それから次に、販売業者についてお伺いいたしますが、販売業者の実態につきましては、実は真岡の事件のときにも御質問をいたしました。その実態、兼業状況等も資料の配付を得たのでございまして、この機会にひとつもう一回専門店がどのくらいあり、兼業店がどのくらいあり、兼業にはどのような種類があるかということ簡単に御説明願いたいと思います。

○山形説明員 現在全国に販売店が千六百八店ございまして、銃砲火薬の専門販売店といたしましては五六・六％、数といたしましては九百八店でございます。それから兼業のほうは四三・四％の七百店という次第になっておりますが、兼業形態で数の多いものは金物、荒物販売との兼業が八十九、運動具類販売との兼業が九十三、時計、カメラ等販売との兼業が四十八、百貨店における販売が四十七というようなおもなものでございます。

○古屋委員 次に、一応数字をお伺いしたいと思っておりますが、製造、販売業者の点はいま説明でわかったものであります。警察関係に所持許可者、つまり所持を許可されておる者の状況は対象別にどういふふうになっているか、この点をお伺いしたいと思います。

○長谷川政府委員 銃砲の所持許可の状況でございますが、昭和四十五年六月末現在でライフル銃につきましては三万四千三百四十三丁許可をいたしております。それから散弾銃につきましては五十五万九百三十三丁許可をいたしております。それから空気銃につきましては十四万五千七百八十九丁、建設用銃につきましては五万二千四百九十丁、その他の銃砲、たとえばり銃であるとかそういったものがいろいろございまして、そういったものは三千七百三十四丁でございます。全部合計いたしますと、昨年の六月末現在では七十八万七千二百五十九丁の所持許可をいたしておる状況でございます。

○古屋委員 それでは数字的な説明を受けたわけでありまして、法律案につきまして次にお伺いいたしますが、ライフル銃の所持の制限につきましてお伺いいたします。

定義につきましては先ほどお伺いいたしましたし、また数字もライフル銃の許可が三万四千三百四十三丁ということになっております。この点参議院で「小口径ライフル銃を使用して行なう獣類の捕獲を禁止する措置を講ずること」というような附帯決議を付せられておるのであります。小口径のライフル銃、二十口径以下のもは、あまり獣類の捕獲に効果がないという点から、猟具としては不適当であるのでこれを禁止しよう、これは農林省令の改正によって可能であると思うのであります。禁止しようとしておる附帯決議の趣旨を考えますと、そういうふうにも考えられるのであります。この点二十口径以下のものにつきまして農林省のお考えをお伺いしたいと思います。

○塩島説明員 小口径のものにつきましては、これは省令で措置できますので、禁止する方向でただいま検討中でございます。

○古屋委員 次に、銃砲所持許可者の保管につきましてお伺いしたいと思います。

今度の場合に、保管につきましては、強固な保管設備に施錠して保管する。保管設備には弾丸を銃砲とともに保管してはならないというような改正になっておりますが、強固な保管設備としてはどういうものを考えておられるか、まずその点をお伺いいたします。

○長谷川政府委員 お答えいたします。

強固な保管設備といえますのは、容易にこわされずまた移動することが困難な金属性、または金属性でなくても、それと同じ程度のじょうぶな保管設備、しかもそれにはしっかりしたかぎがついておる保管設備、こういったものを考えておる次第であります。

○古屋委員 そして保管状況の報告についてでございますが、この程度の報告で警察として公安委員会として十分であると考えられておられるかどうか。もう少し厳格にすべきではないか。報告のほかに検査の権限が認められておるのであります。が、検査するのみで立ち入り検査までは認められていないのであります。その点どういふふうにか考えられるか、お伺いしたいと思います。

○長谷川政府委員 個人が保管いたしております銃銃等がたいへん多いわけでございますが、これはそのほとんどが自分の私宅に保管をいたしておるわけでございます。したがって、その保管の状況につきましては警察のほうで確認する方法をいたしましては、御提案申し上げておりますような報告を求める方法、あるいはさらに警察官が現地に立ち入りまして確認を、指導するということも考えられるわけでございます。指導する、先ほど申し上げましたように、個人の私宅でございまして、そこへ警察官が立ち入るといふことは、やはり個人の権利に係る問題が多かろうと思っております。したがって、具体的な保管状況につきまして報告を求め、それによりまして保管者に十分保管の關係について御指導する、そういうことによりまして十分目的を達することができ、かように考えておる次第でございます。(発言する者あり)

○古屋委員 家の中まで入っていく必要はないというふうなやじがございまして、私は警察に報告あるいは検査の権限を認められておるが、それで十分であるかどうかというのを、もう一度お伺いしたいと思います。

ような、報告の義務づけ等によりまして十分目的を達することができ、かように考えておる次第でございます。

○古屋委員 次に、製造あるいは販売についての点を通産省にお伺いいたしますが、銃砲店に対する行政指導によりまして、具体的に通産省としては先般も真岡事件がありましてから通産省におきま

ようでありまして、この問題は先ほどの警備局長の話からもちまして重要な問題でございますので、通産省が都道府県に指示して行なう立ち入り検査につきましては、昨年中は何回やっておられるのか、またそのときの違反で行政処分をされた件数はどのくらいあるかということ、まずお伺いしたいと思ひます。

○山形説明員 昨年立ち入り検査を都道府県で行ないました結果、約二百社、これは販売店の大体一五%でございますけれども、二百社に對しまして、保管設備等の改善をはかりましたように指導を行ないまして、その指導に基づきまして現在改善が行なわれておる次第でございます。

○古屋委員 行政処分の点はどうか。数字的にわかりませんか。

○山形説明員 大体毎年各都道府県の担当者、これは全国で二百五十人くらいおるわけでございますけれども、年一回ないし二回、販売店の立ち入り検査を行なっておりまして、現在までのところ行政処分をいたしました実績はございません。

○古屋委員 行政処分の件数はないということでございますが、たとえば先般の二月の真岡の銃砲店などについてはどういふ指導をされておったか、またそれに対して実際どのくらい守られておったか、その点をひとつ参考にお伺いしたいと思ひます。

○山形説明員 先般真岡の塚田銃砲店の事件が二月十七日に起こったわけでございますが、県知事といたしましては、その翌日の二月十八日に直ちにこの銃砲店に對しまして銃銃の販売事業の一時自粛ということを知事名をもって通知をいたしております。現在塚田銃砲店ではこの自粛に基づき

まして、店舗の改善等今後のこれに對する措置を進めておるわけでございます。地元公安委員、警察、県、三者共同でこの事実を確認いたしました。この自粛を解除するかどうかということについて今後検討するという段取りになっております。現時点におきましては自粛中でございます。

○古屋委員 この販売事業者あるいは製造業者につきましては、附則の五項によりまして武器等製造法の一部改正を行なつて、法で定める要件を備えた設備に施設して保管をするということになっておるのでございますが、法で定めた要件を備えた設備というのは、通産省令の第二十條で、「確

実に施設できる錠を備え、かつ、盗難の防止のために適當な構造を有するものである」といふうになつておるようでありまして、この省令があまり具体的でなくてゆるやかに過ぎるのではなからうか。せめて武器の場合の保管要件、通産省令第七條くらいにきびしくするために省令を改正する必要があるのでないかという点につきまして、通産省の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○山形説明員 先生の御意見のとおりでございます。現行省令におきましては非常に抽象的な文言で表現されておるわけでございますけれども、実は四十四年十二月二十二日に通産省によりましてこれを相當具體的詳細に各都道府県知事に通牒いたしました。現在それで運営されておるわけでございます。簡単に申し上げますと、保管を行なう設備は、持ち運びが簡単にできず、かつ確実に施錠できる鋼鉄製でなければならぬ、それから保管数量が十分に収容できる十分の広さを持つてい

ものでなければならぬ、また警報装置等保持しなければならぬといふようなことを、種々通牒しておるわけでございますが、いま御説のとおり、省令上もこれを明確にするように現在改正を準備中でございます。

○古屋委員 その点は省令を改正されるということでございますが、次に、先ほどお話がありました銃砲店の兼業で金物とか運動具店とか薬局とい

うような兼業が多い実態は、銃砲の保管という面において問題があると思ひますが、今後どのような対策をとられるのか、対策について通産省にお伺いいたします。

○山形説明員 先ほど申し上げましたように、約半数が兼業の形態をとつておるわけでございますけれども、何ぶんにも銃砲店の経営といふものは、非常に零細な商売が多いものでございますので、また年間狩猟期間も限られておりますので、商いの量も少ないので、それ自体ある程度の兼業形態をとつて経営を保持するということは必要ではないか、こう思ふわけでございます。

しかし、一般的に現在の趨勢が非常に問題でございます。限りの中小企業、零細な企業が共同いたしまして、共同仕入れ、共同販売等の共同行為を行なうような方向にこれを持っていまして、これに中小企業、商工組合中央金庫等からの金融等もつけるように現在いろいろと指導しております。すでに一部のグループから協同組合の申請も出ております。今後はこういう金融上の措置等の完備をはかつて設備資金の充足等を行ないますとともに、それらと相待ちまして、この兼業店におきま

す兼業形態の客の出入り等の違いがございますので、間仕切りの整備とか出入り口を別にをつけるという具体的な措置につきましてもその指導を強化していきたい、こう思つておる次第でございます。

○古屋委員 それで、そういうような法の改正、実態等もございしますが、ここで、私、銃銃等の販売事業の許可の権限の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

この販売事業の許可は公安維持の観点から行なわれるものでありまして、そういう点も多いのであります。したがつて、銃砲店に對する指導、取り締まりも公安維持の観点から行なわれるのでありまして、人員等の体制の面からいたしまして、先ほど聞きますと、たとえば全国で二百五十人というような人数でございます。役所の者が二

百五十人と承つたのでございますが、銃銃等の販売事業を公安委員会の所管とするほうが合理的であると考えられる点もあるものであります。その点に對する所見。もう一つ、もし許可権限を公安委員会に移すことがいまだできないというのであれば、銃砲店に對する立ち入り検査の権限——公安委員会としては、いま特に特別の場合にのみ認められておりますが、銃砲店に對する立ち入り検査権、あるいはその他火薬類取締法にありますが、この場合は公安委員会が知事に対する措置要請をすることができるといふような権限を、火薬類の場合には設けておるのであります。こういうような点につきまして、將來どういふふうに通産省としてはお考えであるか、あるいは法を改正する意思があるかないか、その点をひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○山形説明員 お答え申し上げます。現在銃砲店につきましては、先ほど申し上げましたように、都道府県知事の設置の許可ということになつておりますが、当然この銃砲店の取り締まりといひますか、指導といひますか、この辺につきましては、公安委員会、警察のお力を大いに借りて現在でもやっております。いろいろと真岡事件等の凶悪犯罪等も現実に起こつておる現状でございます。より一そう公安委員会、警察の取り締まりが十分に行ない得るような方向で、法の運用等につきましては考えていくべきであるといふふうにお考えしております。

先ほど来申し上げましたように、省令の改正等をはかつて、この現実の設備の保持につきまして強化いたすことは当然でございますけれども、大きな方向といたしまして、公安委員会、警察の現実の取り締まりが運用できますようにこれを運用すべきである。また現実の現時点におきまして、特に必要がある場合におきまして警察官の立ち入りというこの現場判断でございますけれども、今後とも警察当局と打ち合わせを十分に行ないまして、私の私見といたしましては、現在のような非常に

不安定な状態は、「特に必要がある」というこの状態であるというふうには考えておる次第でございますが、今後ともルールをはっきりさせまして、弾力的に立ち入り権の実施等について配慮していきたい、こう思っております次第でございます。

○古屋委員 火薬類取締法と同じように、公安委員会の知事に対する措置要請という点に付きまして、ひとついまのお話にありましたように、早急に検討をしていただきたいと思います。

次に、模造拳銃の所持の禁止でございますが、先ほどこの模造拳銃の実物を拝見したのでございますが、模造拳銃を利用した犯罪はどの程度あるかという点が第一。警察にお伺いします。

それから通産のほうには、そういうようなものを、輸出の場合はいいことになっておりますが、どの程度輸出されておるか、どつちの国へ輸出しておるか、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

○長谷川政府委員 模造拳銃を使用した犯罪の検挙状況につきまして御報告申し上げます。

昭和四十二年は六十一件でございます。最も多いのが強盗でございます。二十件、恐喝が十六件というところでございます。それから昭和四十四年は九十七件、昭和四十五年は六十件、昭和四十六年は七十三件という状況でございます。

多い犯罪の内容は、先ほど申し上げましたようなことでございます。

○山形説明員 現在、モデルガンの売り上げは、四十五年の暦年で十一億八千七百万円の売り上げでございますが、このうち輸出は九千四百万円でございます。

この輸出の仕向け地別は現在ちよつとはっきりいたしませんので、後ほど調べまして御報告申し上げたいと思います。

○古屋委員 それで模造拳銃は、改正法では、模造拳銃の定義と、総理府令に載っておりますのでございますが、総理府令についてはどのように考えておるか、その点をお伺いしたいと思います。

は、銃口を完全に閉塞をしまして、しかもそれが閉塞されていることが外からわかる状態で閉塞をすること、それから外部に白、黄色等のような明るい、模造拳銃であることが一見してわかるような着色を施すこと、こういうことを考えておる次第でございます。

○古屋委員 それで、先ほどの輸出の点でございますが、零細企業の保護という点からおそらく輸出の場合を除いておると思いますが、こういう輸出をする必要性というものは、つまり日本の現状からして、そういうモデルガンというものを輸出するということは必要あるだろうかどうかという点を、私、疑問に思っておりますが、その点の所見をお伺いしたいと思います。

○長谷川政府委員 先ほど通産省のほうからも御説明がございましたように、相当の金額が輸出されておるわけでございます。銃刀法の立場からいいますと、やはり国内におけるそういうモデルガンを達することができるとございまして、そういう点も総合勘案いたしましておはかりいたしております。

○古屋委員 もう一度その点について、輸出の必要性について通産のほうからお伺いしたいと思います。

○山形説明員 現在模造拳銃の製造業者の数がございまして、金属性で九社、プラスチック性のものをつくっておりますのが五社あるわけでございます。先ほど申し上げましたように、その生産額が十一億八千七百万円でございますけれども、いずれにしてもこういう玩具製造業者といえますのは、やはり零細なものが多くということと、それからもう一つは、諸外国におきましては、日本の国内と比較いたしまして、拳銃の所持そのものがわりあいゆるやかでございます。

これは私は望ましいとは思いませんけれども、したがって、模造拳銃そのものの所持につきましても、国民性全体としてゆるやかな感じがございまして、輸出引き合いその他でございます。

現状におきまして、直ちにこれの輸出を規制するということは、零細企業の実態から見しても望ましいことではない。こういうふうに見える次第でございます。

○古屋委員 時間がだいぶ迫ってまいりましたので、次に火薬の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

火薬類取締法の五十条二の規定が置かれて、火薬類の火薬類につきましては、譲り受けあるいは譲り渡し、輸入、消費の許可権限が公安委員会に移されておるものであります。火薬類の火薬類の販売事業につきましても、公安委員会が行なうという点についてはどういうふうにお考えであるか。つまり販売の許可が二元化ということになると思っておりますが、昭和四十年以降は譲り渡し、譲り受け、輸入、消費の許可については二元化しているのが現状ではないかと考えております。

この点について御意見をお伺いしたいというところが一つと、それから銃とたまは一元的に規制する必要があると考えるが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○眞野説明員 ただいまの古屋先生の御質問である第一の火薬類の火薬類の販売許可の権限が現在都道府県知事におきまして、これと国家公安委員会あるいは地方の府県の公安委員会の関係でございますが、私どものほうの火薬類取締法のたまたまから申し上げると、一つは確かにたまたま問題になっております治安の問題、公安問題もございまして、もう一つは、やはり火薬類そのものは通常に使用する場合におきましても非常に危険なものでございまして、技術的な面での保安という観点と兼ね備えて許可をいたしたてまえになっております。したがって、現在都道府県知事におきましてこういう保安上の観点と治安上の観点と二つ両方見ながら許可するたてまえになっております。したがって、私どももいたしましては、現在都道府県知事の販売営業の許可、火薬類取締法の第七條でございまして、第四号におきましてやはり治安上の観点について十分配慮

する条項がございまして、この点について都道府県の公安委員会と十分連絡をとりながら都道府県知事が一元的に許可するのが妥当ではないかと考えております。

なおもう一点、都道府県知事と都道府県の公安委員会の関係につきましては、先生の御質問にもございましたいわゆる立ち入り調査、立ち入り検査の権限が都道府県警察官等に——公安委員会及びその指揮下にある警察官に与えられておりますが、それに基づいて出た結果に基づいて、措置要請という手続がございまして、措置要請を都道府県知事にいたす。それに応じて都道府県知事が治安上の観点について十分これにたえて措置をとるというたてまえになっておりますので、現在の段階ではそういう形態で十分運営できるのではないかと考えております。

○古屋委員 火薬類取締法二十二条の規定によりまして、狩猟用火薬類は狩猟免許の有効期間が完了した後もなお一年間は持つておる、所持することができるとなっておりますが、不要になった火薬類を一年間も自宅に保管させておくのは非常に危険ではないか、こういうような点につきましてお伺いいたしますが、一つは狩猟用の火薬類による事件、事故の発生状況はどういうふうになっておるかという点が第一点。第二点は、不要となった火薬類はすみやかに処分させるべきであると思っております。こういうような法律を改正すべきであると思っておりますが、この点をお伺いいたします。

○長谷川政府委員 お答えいたします。

一点の狩猟用の火薬類による事件、事故の発生状況でございますが、この点につきましては、昭和四十四年中の状況につきまして調査をいたしました結果、この狩猟用火薬類をばいりまして、そして犯罪事件を起した——殺人事件であるとか強盗事件であるとか、そういうものを起したことが二十九件ございまして、その年には火薬類全般のそういう犯罪に使われた件数が六十五件でございます。火薬類の比率が約四四％という状況でございます。

○長谷川政府委員 現在模造拳銃の製造業者の数がございまして、金属性で九社、プラスチック性のものをつくっておりますのが五社あるわけでございます。先ほど申し上げましたように、その生産額が十一億八千七百万円でございますけれども、いずれにしてもこういう玩具製造業者といえますのは、やはり零細なものが多くということと、それからもう一つは、諸外国におきましては、日本の国内と比較いたしまして、拳銃の所持そのものがわりあいゆるやかでございます。

これは私は望ましいとは思いませんけれども、したがって、模造拳銃そのものの所持につきましても、国民性全体としてゆるやかな感じがございまして、輸出引き合いその他でございます。

現状におきまして、直ちにこれの輸出を規制するということは、零細企業の実態から見ても望ましいことではない。こういうふうに見える次第でございます。

○古屋委員 時間がだいぶ迫ってまいりましたので、次に火薬の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

ます。その他盗難にかかりました件数が二十件、それから自殺でありますとかあるいは過失による傷害事故とか、そういったものが四十二件で、これは全体の火薬類関係の事件、事故の中の約一三%ないし一〇%という状況でございます。

○眞野説明員 ただいまの古屋先生の第二の御質問でございますが、猟銃用火薬類の火薬庫の処置の問題でございますが、お説のように、現在火薬類取締法の第二十二条によりまして、猟銃用火薬類の火薬庫は狩猟期間終了後一年以内に処分する、こういううたてまえになっております。この間のいろいろな保管状況等から犯罪を誘発するという問題も確かにございまして、現状におきましてまず第一には、火薬庫の処置につきましては、狩猟期間満了後において、いろいろな射撃練習等に使用せるとか、あるいは販売店に保管あるいは売り戻し等をするような指導、これを都道府県を通じて私どももいたす所存でございます。

それからもう一点、狩猟期間中には譲り受け数量がきまっておりますが、その数量が多いとやはり火薬庫が出るということになりますので、この点については警察庁のほうでも譲り受け数量について制限を強化されるような御意見もございまして、私どものほうもそういうことも一案かと存じます。

さらに残りました火薬庫につきまして、現在の保管規制、いわゆる保管上のいろいろな規制がございまして、その場合に火薬庫外に貯蔵するといふ数量がございまして、この辺についてやはり実態と合わせて火薬庫外貯蔵の数量等についてもさらに制限を加えるということも検討したいと思っております。

○古屋委員 いまの点はひとつ検討するということでございますので、不要となりました火薬庫類の処分につきましては、至急適切な措置を講じていただきたいと要望しておきます。

次に、火薬庫の保管でございますが、火薬庫では実包を干渉までは「知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」に保管することができるとい

うことになっておるのでありますが、「安全な場所」というのは具体的にはどのような場所が安全かということでございます。知事が指示する安全な場所には四千発まで保管することができるとなっておりますが、「安全な場所」とはどのような場所が指示されるかという点が第一点。

それから塚田銃砲店におきましては、散弾実包を段ボール箱に入れて四畳の部屋に放置したと聞いておりますが、この居室は「知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」であつたかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○眞野説明員 ただいまの古屋先生の御質問の第一点の、いわゆる火薬庫の火薬庫外における保管場所として、都道府県知事の指定する安全な場所かどうかというものであるかという点、さらにそれ以外の安全な場所とはどういうところであるかという点でございますが、都道府県知事の指定する安全な場所の指定基準というのを私どもも定めておまして、それによりまして具体的に詳細にわたり指示を現在都道府県知事の担当職員を通じて指示しております。これはやや詳細でございますので、詳細な説明は避けませんが、いわゆる火気との関係あるいは盗難防止との関係その他について十項目ぐら

いにわたって規定されております。それからもう一点、都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」という点であります。この点につきましては、普通の家庭における猟銃用の弾丸の保管その他の状況から見まして、私どものほうは、錠をかけることができるロッカーまたは金庫に置くということを都道府県知事の担当官会議を通じて具体的に指導するということにいたしております。

それから第二点の塚田銃砲店における保管状況でございますが、現在までのところ、私どもの把握しております状況から申し上げますと、「都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」というふうには申し上げられないというふうな状況だと思ひます。具体的には昨年の秋、十月から十一月でございましたが、立ち入り検査をいたしま

して、保管状況が悪いので具体的に金属製のロッカーに入れるという指示を出したばかりでございますが、そのとおりに行っておけば多少違つたと思ひますが、現実には犯罪が発生した場合にはそうなつておらなかつたという状況でございます。

○古屋委員 ひとついまの、安全な場所といった抽象的な表現でございますが、いろいろ具体的な指示をされておるといふことでございまして、資料として、どういふところが安全な場所として通知をされておるか、その点をお出しを願ひたい。

それから次に、火薬庫の貯蔵でございますが、火薬庫の盗難防止の観点から、火薬庫についてどのような規制が行なわれておるかという点についてお伺いしたいと思ひます。毎日必ず点検することを義務づけておるかどうか。それからベルの警鳴装置及び天井裏の金網設置を義務づけてはどうかという点についてお伺いをいたしたい。

それから火薬庫外に貯蔵する場合には、特に盗難防止に注意する必要があると思ひますが、具体的にどのような規制がされておるか。もう少し規制を強化すべきではないかという点についてひとつお伺いしたいのです。

○眞野説明員 ただいまの古屋先生の御質問の火薬庫における貯蔵の問題でございますが、御承知のように、火薬庫取締法では、火薬庫は火薬庫に入れることが原則になっております。したがって、火薬庫については厳重な許可制、都道府県知事の許可制及び完成されたものについての完成検査というものを義務づけておりますと同時に、やはり火薬庫の保安については取り扱い保安責任者を必ず置かせる、それによつて監督するといふたてまえになっております。なお、その場合の貯蔵上の基準とかあるいは火薬庫の構造上の基準については、詳細に省令で定めておるところでございます。

それからもう一点の見回り等をいたしておるかというところでございますが、盗難防止についてはただいま御指摘のようないろいろな、警鳴装置を

つけるとか、あるいは窓とかそういうところに金網を張るといふようなことで防止するということ、ただいまのような、具体的に毎日見回りをするといふようなことはいいたしておりませんが、全般的にただいまの金網を張るといふような盗難防止措置については、四十二年の十一月に省令改正で追加いたしました、ほとんどの火薬庫において現在つけておる状況でございます。

なお、警鳴装置については、これは装置自身の安定性と申しますか、機械的な安定性がまだ十分でないような事情がございまして、四十四年ごろからいろいろ具体的にこういう装置がいいというようなことをメーカーにつくらせまして、かなりいいものができてまいりましたので、四十四年当時からつけさせるように現在指導しておる段階でございます。

それから火薬庫外に保管する場合の盗難防止装置は、先ほど申し上げましたように、錠をつけることができるような金庫もしくはロッカー、こういうものを入れるようにということで、都道府県担当官を通じて指導しておる状況でございます。

○古屋委員 火薬庫の貯蔵あるいは火薬庫の規制につきましては、貯蔵につきましては省令が出ておるようでございますが、もう少しその省令を強化する必要があるのではないかと今うふうに考えておりました、ひとつ通産当局において貯蔵、消費につきましては十分御検討を至急お願いしたいと思ひます。

最後に公安委員長に一つお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。参議院におきまして、ライフル銃の許可につきましては、原案では更新さえすればいつまでも持つてというふうになつておるのを、経過規定として五年間に限るといふふうなこの法案を修正されておりますが、これに対して公安委員長は、いい修正であつたかあるいはこの修正はやむを得なかつたものか、どういふふうな考えておられるか、その所信をお伺いしまして、私の質問を終わります。

○荒木國務大臣 お答えいたします。

政府案では、許可を受けてライフル銃を所持する者の既得権を尊重して、将来に向かってライフル銃の所持の規制を強化することとしております。したがって、現在の所持者のうち許可年数の少ない者については、事故の防止という観点からすれば、規制がゆるやかに過ぎるということも考えられるところであります。参議院における修正は、安全性という側面を特に重視するものでありまして、その意味において意義があり、警察庁としては特に異論はございません。

○古屋委員 終わります。

○菅委員 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 古屋委員から詳細にわたりました御質問がありましたので、私から質問することもないのでありますが、二、三の点につきまして、確認の意味におきまして御質問申し上げたいと存じます。

公安委員会からいただきました書類の中の参考表の第一表「銃砲刀剣類所持許可状況」というのがあります。この表につきましてお聞きしたいと思いますが、四十二年末、四十三年末、四十四年末、四十五年六月末現在の所持許可状況の数字があがっておりますけれども、この数字は現在所持をしておる銃砲刀剣類の数字であると了解していいわけでしょうか。

○長谷川政府委員 お答えいたします。

御質問の趣旨のとおり、四十五年六月末現在許可をいたしておる銃の数字でございます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、ライフル銃につきましては、四十三年末と四十四年末を比較いたしますと、三千幾ら許可があつたというふうに了解することになるわけですが、この数字のうちで空気銃につきましては四十三年末が二十一万五千八百五十五に対して、最後の四十五年六月末現在では十四万五千七百八十九という数字になっております。これは五万以上減少しておるという数字であらわれておりますが、これは何か理由があるわけでしょうか。

〔委員長退席、古屋委員長代理着席〕

○長谷川政府委員 銃につきましては、御承知のように、空気銃も含めてでございますが、五年ごとに更新を受けることになっております。空気銃につきましては、四十一年でしたか、その前の改正でしたが、当時の社会情勢をいたしまして、空気銃による事故、たとえば隣家の御婦人を死亡させるというような事故が多数ございまして、当国会におきまして、空気銃というもののについて必要最小限度にするよういろいろ指導するようにという御指示も得ておるわけでございます。そういうことで、更新の際におきまして、空気銃は狩猟のためというものが主でありまして、それを廃棄するなりあるいは他に譲渡するなり、そういったことを指導いたしているわけでございます。そういうことで、表にあるように漸次減つてまゐっている状況でございます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、今後も空気銃につきましてはそういう指導を加えていけるものと思つておるわけですが、この数はずつと減少してまゐるというふうに了解していいわけでしょうか。

この機会に、銃砲刀剣類所持等取締法の四条に基づきまして許可された以外の銃砲というのはいくらかの数になっておりますが、自衛隊の分等は必要ありませんが、その他の点につきまして数量をお聞かせ願いたいと思つております。

○長谷川政府委員 お答えいたします。

まず三条の第一項第一号の法令によります所持をしておりますものは、昭和四十五年の六月末で十八万二千六百四十七でございます。その最も多いのは拳銃でございますが、これが十八万三千三百七十四でございますが、その大部分は警察官が所持をいたしておるものでございます。

それから三条の二項の二号の試験、研究あるいは公衆の観覧のために所持をいたしておりますものは二十九丁でございます。同じくその項で講習会のために所持をいたしておりますものが五百八十九丁でございます。あとは刀剣でございますが、銃

の關係は以上のとおりであります。ちよつと計算は不正確でございますが、許可以外の銃砲は二十八万七、八千という数でございます。

それから刀剣は、大部分は文化庁に登録をいたしました刀剣でございますが、これが四十五年の六月末で百三十四万九千六百五十一振りでございます。

○山本(弥)委員 第一表の四十五年六月末現在で見ますと、散弾銃は四十四年末より減つておられますし、ライフル銃は三百余り増になつておるわけでありまして、今回の改正によりましてライフル銃の所持の規制が強化されるわけでありまして、これがどういふふうになるかということも考えられるわけでありまして、今後の趨勢をいたしまして、許可の件数はそう伸びないのじやないかと考えられますが、どういふふうに見ておられますか。

○長谷川政府委員 ただいまお話のありましたとおり、今後どうなるかという点につきましては、私も過去数年間の傾向から推計いたしますと、ライフル銃につきましては、結果はその表に出ておるのとおりでございますが、新たに持ちたいというものと持っているものをやめるものを差し引きしましてその数字になって、年によって違ひますけれども、数百丁あるいはまた二、三千丁ふえておるわけでございます。そういう趨勢のもとに、今後の新しい基準等を照らして判断いたしますと、新たに持ちたいといつて申請してくる者は大体三千件くらいあるのではないかと、一方、いままで持つておる者につきましても、過去の例を見ますと、三千丁ぐらゐ持つのをやめる、他に譲渡するあるいは廃棄する、こういうものがございまして、そうしますと、プラス、マイナスふえないのではないかと、このように考えるわけでございます。

○山本(弥)委員 一応の銃砲の今後の許可の趨勢というものを承つたわけでありまして、最近、銃砲のうちで大部分が猟銃として若い者の間にレクリエーションとして使われるということになっておるのではないかと、思うのでありますが、先ほど古屋委員からも質問があつたと思うのであります

が、今後自然公園だとかあるいは原始林等の保有といひますか、公害に關連いたしまして、これらの自然環境を整備しあるいは保護してまゐるといふたてまえから考えまして、山の保存ということと、それからスポーツといひますか、あるいはレクリエーションとしての狩猟という関連が出てまゐると思つておるわけですが、銃砲の許可件数が伸びていないといふことは、すでに今日、自然の保護といふこととの関連におきまして、飽和状態になつておるのではないかと、いふふうな予想がされるわけでありまして、先ほど古屋委員からも質問されたと思うのでありますが、林野庁のほうでは、この点をどういふふうにお考えになつておられますか、もう一度お聞かせ願いたいと思つております。

最近、これも調査室のほうで調べました、今回の猟期におきましても、狩猟事故が、昨年からことしにかけて非常に発生しておるようでありまして、また狩猟をいたします狩猟家も、従来のいわば狩猟のマナーを十分おぼえなかつた方々ばかりではなくて、若い方々が銃を持つて、かつこのいい服装をして山に行くといふことによる事故が発生してゐると思つておるわけですが、それらの關係からいひましても、指導からいひましても、当然禁猟区の設定その他の措置を考へていかなければならぬのじやないかといふふうにお考えですが、今後この解禁された期間の狩猟につきましてもの御方針あるいは措置等につきまして、もう一度お聞かせ願いたいと思つております。

○塩島説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、狩猟事故が、狩猟者の数の増加に伴ひまして年々増加傾向にございまして。また一方、自然保護という立場から、野生鳥獣を保護するという声も非常に高いわけでございまして、したがって、林野庁といたしましては、ただいま鳥獣保護及狩猟ニ關スル法律の改正を検討しておるわけでございまして、この方向は、できるだけ狩猟の面は制限を強化していく、それから保護の面に力を入れていく、こういうことでござい

ただいまちよつと事故のお話がございましたけれども、四十三年、四十四年と年々事故がふえてまいりまして、特に四十五年は解禁日がたまたま日曜とぶつかったというように、異常な高い数字になりました。私も非常に心配いたしました。関係各省と協力をいたしまして、特別な措置をしたわけでございます。幸いその措置が功を奏しまして、狩猟期間全体の数といたしましては、四十四年度は事故が二百二十五件あったわけでございますが、四十五年度は百九十六件と減少を見ております。

○山本(弥)委員 いまの狩猟との関連におきましては、おそらく禁猟区を設けて、そのほかの区域は狩猟してもいいというたてまえになっていまして、私も勉強不足だったわけでありましたが、今後はある程度まで狩猟する区域を認め、そうじゃない場合はそういうところに立ち入って狩猟をやってはいけないというふうに切りかえるべきだと私は思うのでありますが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

さらに許可件数との関連におきまして、各県の知事の意見をお聞きになればわかると思うのであります。いろいろな事故との関連において、どの程度のハンターが一解禁期の狩猟に適しているのか。そういうことから制約を受けるということとこの許可の関連が出てくると思うのであります。林野庁のお考えをさらにお聞かせ願います。

○塩島説明員 先生のおっしゃるところをきめておりました。それ以外のところでは狩猟ができる。逆に、これを狩猟できないところを限定して、あとは一切してならないようにしたかどうか、こういう御意見は各方面に強いわけですが、これは法律的に非常にむずかしい問題がございます。というのは、外国におきましては、狩猟鳥獣というの、その土地の所有権に属するという考え方をとっておりますが、わが国の民法では、野生鳥獣というものは無私物であるという

ような考え方に立っております。したがって、なかなかに法律的にむずかしい問題がある。私もとしましては、狩猟してならない地域、すなわち鳥獣保護区とか銃猟禁止区域とかあるいは人家稠密の場所、こういうところで、国土面積三千八百万ヘクタールくらいであったと思ひますが、実際に現在狩猟できる地域は千五百万ヘクタールくらいしかございません。それを狩猟禁止区域とか保護区というものを今後さらに拡大していったら、実質的にはたゞいま先生のおっしゃったような方向に持っていくべき、かように考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 私、第二点で御質問申し上げた、多少将来を見通しました狩猟区域で適正なハンターの入り得る人数といふ事、禁猟区が多くなればなるほど狩猟のできる場所にハンターが集まるわけでありまして、それが里に被害を及ぼすとかあるいは事故のもとになるとかあるいはお互いに入っている者同士が事故を起こすとかいう結果を招いているのではないかと思ふのであります。そういう調査をなさる必要があると思ふのであります。どうでございましょうか。それに

よりまして、狩猟用の職業としておる者は別として、たゞしめて、いわゆるレクリエーションとしての銃銃の許可といふものも参考にするようなことになければいかぬのじゃないか。現在のようない許可基準は、強化されておられますけれども、そういう準備をしなければならぬような感じを受けるわけでありまして、ことに私の県は、面積も広くて山林面積も非常に大きいわけでありまして、それにいたしまして、今後の国土利用の点からいいますと、そういう点の調査もやるべきではないか、

○塩島説明員 適正な猟区の問題でございますが、これはただ面積だけでなく、そこにおける鳥獣の生息密度といふことも大きな要素をなすわけでございます。また、現行の制度は、許可が県別でございまして、他県の者も免許を受けて入り

り得る、こういうことになっておりますので、非常にむずかしい問題があると思ひますが、私もとしましては、やはり全国的な意味の適正な狩猟者数といふものは、年々ふえてまいっておりますので、ある程度免許要件の引き上げとか何かでブレーキをいいますか、そういうことも必要になるのじゃないかといふことで、これは法改正の中でそういうことも検討してまいるつもりでございます。その中で、その基礎資料といたしまして、要するに地域ごとの鳥獣の生息密度といふ事、そういうものを調査しようと考えておるわけでございまして。

○山本(弥)委員 くだいようですが、たとえば岩手県におきまして、狩猟免許を受けた者が山に入ることに制限は、現在ではできないわけでしょう。○塩島説明員 実は、岩手県は、全国で一番、東京といひますか、関東近辺、他地方から狩猟者が入る県でございまして、狩猟免許を持っておる者が免許期間中に、狩猟をしてよろしいという地域に入る限りにおいては、規制はちよつとむずかしからうと考えております。

○山本(弥)委員 いろいろなお話をお聞きしたのですけれども、どうも私のお聞きしたいことの答弁になつていないわけなんです。免許してまいりますのにいろいろ規制があるわけですから、狩猟のための銃銃免許が大部分を占めておる、こう思つておるわけなんです。ところが、自然の保護とか環境保全といふことになると、一方そういう面からどのくらい人員が――全国的に散らばつておられますから、個々に、きようは岩手に行き、あすは九州に行くといふ人もあるではないか、しかし、趨勢からいいますと、そうふえはしないと思ひますけれども、これでいきますと七十八万、まあその他がおりますから、銃銃の場合は大体五十万から六十万、そのうち全部が狩猟に回るわけでもないと思ひますけれども、そういう横ばいの数字でいくにしても、今後積極的に自然の環境保全といふことを考えた場合には、もう飽和状態なのか、あるいはレクリエーションなりその他の職業的な

狩猟以外のものは自然保護の関係からある程度まで規制をしなければならぬのだというように、これはもう調査をすべきときではないか、こういうふうな御質問をしておるのであります。その基本的な問題だけちよつとお聞かせ願います。

○塩島説明員 実は、知事が狩猟の免許を与える場合、現行制度でも、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の第七條でございまして、「免許ヲ為スニ当リテハ当該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案スルト共ニ特ニ必要アリト認ムルトキハ狩猟免許ヲ申請シタル者ノ狩猟ヲ為スニ必要ナル適性ノ有無ヲ審査シテ之ヲ為スモノトス」といふことで、判断を知事がして、必ずしも免許申請をしたからすべて免許しなければならぬといふことにはなつておらないわけでございます。ただ、実際にその個々の審査といふものは非常にむずかしいといふようなことで、この条項はほとんど適用されておらないというのが事実のようでございまして、道としてはそういうことがあるわけでございまして。

○山本(弥)委員 条文の解釈をお聞きしておるのじゃないのです。林野庁としてはどういふ御方針かといふことをお聞きしたいのですが、そういう点も、私は、狩猟免許あるいは銃銃その他の許可といふものが有機的に結びついた関連において考えていくべきではないだろうかといふふうに考えております。しかも、今後積極的に自然環境の保全といふようなことになりまして、それらの点はますます必要になつてくるのではないかと、かように考えますので、その点は林野庁でも十分お考えおきを願ひたいと思ひます。各営林局もあるわけですが、山の事情はおわかりになつておると思うのですが、これ以上狩猟者がふえるといふことは、やはり非常に事故も起きますし、いろいろな意味で困るのだとか、そういう実態は多少少しかんでおられるのじゃないかと思ひますので、その辺も十分御検討願ひたいと思つております。

次に、やはり同じ資料の第三表の「銃銃等の盗難事件の発生状況」であります。これも先ほど

質問があったと思うのですが、被害丁数は、先ほどお聞きしますと、発見できて解決がついたというのは五〇%程度だということでありました、私の聞き間違いかどうか、確認をいたしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 そのとおりでございます、五〇%をちょっと切る状況でございます、ものによりまして違いますけれども。

○山本(弥)委員 これはもう少し捜査を徹底せられまして、検挙率というものを高める必要があるのではないですか。そのほかの物品の盗難と違ひまして、少なくとも銃銃という事になればそれをうちの中にしまっておくとか何とかいうことではなくて、これを利用するとか、あるいは持ち運ぶとかいうようなことがあるのではないかと申すのでありますが、こういった銃銃が凶悪犯罪に使用されるので今回の法律の改正も行なわれるということでありますならば、警察のこういった盗難事件に対する検挙率につきましては、第一線を督励せられまして、検挙率を高めるといことが将来の凶悪犯罪の発生防止にもなると思うのですが、公安委員長さんはどういふふうにお考えになりますか。

○荒木国務大臣 もちろんお説のとおりだと思います。

○山本(弥)委員 この盗難事件のうち、いわば許可を受けないで、法律によって所持が認められるという銃銃の盗難事件の件数というのはどのくらいあるわけですか。

○長谷川政府委員 ほとんどない状況でございます、ただ、二、三年前に警察官の拳銃がとられたようなことがございますが、一年に一件あるかないかというくらいでございます。

○山本(弥)委員 警察官以外のところで保管をいたしてありますものの盗難事件というものは、ほとんど発生をいたしていないわけですか。

○長谷川政府委員 盗難等がありました場合におきましては、私どものほうに連絡があることになつておるわけですが、ございませんし、

発生しておらない状況でございます。

○山本(弥)委員 それらの保管状況についての指導あるいは調査ということ、やはり年に何回かなすつておられるのですか。銃のあることの確認あるいは保管が十分なされておるかどうかということについての確認は、指導面からなされておられるわけですか。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

毎年一回ずつそれを、これは官庁が多いわけでございますが、そういうところで保管しておる銃銃につきましましては、国家公安委員会のほうにその丁数を報告してもらうことにしております。そういう際に、先生御指摘のように、保管の状況につきまして御注意を申し上げている状況でございます。

○山本(弥)委員 ライフルの今度の新しい規制によりまして、営業のために使う場合、獣類の捕獲を必要とする者、これのほかに継続して十年以上ライフルの所持の許可を受けている者というのがあります、この十年以上というのは、ライフル銃でなくて、他の銃銃の許可を受けて十年以上継続しておればライフル銃の所持の許可も得られる、こういう意味に解釈していいわけですか。

○長谷川政府委員 先生のお話のとおりでございます、今後は最初からはライフル銃は持てないわけでございますから、ライフル以外の銃銃の経験が十年以上あればいい。もちろん現在持っておる人につきましては同じでございます。

○山本(弥)委員 時間がありませんので、次に模造拳銃についてお聞きしたいと思ひます、模造拳銃はいまどの程度出回つておるかという点と、それからもう一点は、当面所持の禁止になるわけでありまして、現在所持しておる拳銃についてどういふ指導をなさるかという点をお聞きしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 模造拳銃は、現在、先ほど通産当局から御答弁もありましたように、金属製のものでは九社つくつておりまして、業者から聴取いたしましたところによりますと、最近は一

間三十七万丁くらい生産をしておるといふことを申しております。しかし、このように生産量がふえましたのは最近のようでございまして、私ども、すでに日本の国内にあるものは約七、八十万丁ではないか、と申しますのは、これれたりいろいろしておるものがあると思ひますので、七、八十万丁ではないか、こういうふうな推定をいたしております。これらにつきましては、今回の法律案におきましても、この模造拳銃所持禁止の適用を法律の施行後六カ月、こういうことにいたしましたおるわけでございますが、この間におきまして、警察といたしましては、警察みずから自分の組織を使って、そういう所持者に対して、廃棄をするなりあるいは総理府令で定めるようなそういう要件に適合するような措置を講ずるなり、そういったことを周知徹底していくことはもちろんでございますが、業界を通じて、あるいはまた各種団体あるいは市町村等の広報紙その他をすべて利用させていただきまして、現在持っている者がそういうことを知らないで犯罪にひつかかることがないように万全の努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 あと通産省に簡単に聞きました。模造拳銃につきましては輸出用が除かれておるわけでございますが、先ほどの御答弁によりますと、輸出用につきましましては、今後とも約一億円でありましか、九千万円というふうな生産があるので、これを認めていくというふうなお話でございますが、先ほどの質問と同じように、私は模造拳銃の製造につきましましては、おもちゃ屋さんだろうと思ひますが、もつと他のおもちゃの指導をなさる——相当精巧な、金のかかった金額の高いものを、一億近い輸出があるからといってそれを認めていくという事は、何らかの関係におきまして、国内にもそれが流れるおそれ等もありましか、金融その他いろいろの面で技術的な指導を加えることによって、業者がこういうものを思ひ切つて製造しないでも業態が成り立つような指導

導というものが可能であると思ひますが、その辺のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

なお、銃銃の販売につきましては、従来四十四年にも保管の厳重を期するような通達が出ておるようでありまして、警察と協力をして県知事を通じて指導をなさつておられるようでありまして、私どももおそらくこれだけでは、專業ではいけないといふふうにも考えられますし、ただ店舗として数は数からいいますと、地方の県に行きますと、十店から二十店くらいあるかないかといふふうにも想像されるわけで、知事が指導しようと思ひば——これは中小企業でも知事が指導しながら、保管については今回厳重な改正措置になるわけですから、従来も法の改正を待たずにそういう指導をすべきではなかったかと私は思ひますのでありますけれども、今度は罰則の適用もあるわけでありまして、業者が自発的に保管につきましまして厳重を期さなければならぬということになるわけでありまして、その辺知事のほうに十分親身になつて指導できる体制をさらに御指導する必要がありますのじゃないか。東京だと大阪だといふ大都會は別であります、地方の中小企業者にとりましては、数も少ないわけでありまして、おそらく限定されると思ひます。そして兼業で不適当だといふものは、これらについてもやはり知事を通じて他の專業の育成その他兼業といふふうな指導もなさいます、中小企業が成り立つ方途を講じながら、適正な保管のできる業者に指導するといふことを徹底すべきである、かように考えますが、その点の御意見を承りまして、質問を打ち切ります。

○山形説明員 最初の御質問の模造拳銃につきましまして簡単に御答弁申し上げます。模造拳銃の製造業者は、先ほどお話ししましたように、金属製九社、プラスチック製五社でございますけれども、どちらかといひますと、わりあいに精巧なおもちゃをつくる、おもちゃ業者としては技術の高いメーカーでございますので、先ほど、輸出引き合いがございますればこれに應ずるとい

う趣旨のことを申し上げたわけでございますけれども、いま申し上げましたように、技術能力の相当高い高級玩具への転換ということも考えられますので、その辺も加味しまして、今後指導に万全を期したいと思っております。

それから銃砲店の指導につきましては、いま先生のおっしゃいますとおりでございます。従来とも都道府県が県警及び県の公安委員会との連絡のもとに指導しておるわけでございますけれども、もし新法の施行が行なわれますれば、その辺の趣旨にも応じまして、今後ともより一そう指導をしていきたい、こう思っている次第でございます。

○古屋委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後三時六分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。小濱新次君。

○小濱委員 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

最初に保安部長にお尋ねしたいと思いますが、水上警察でよく拳銃の密輸事件を検挙しておる。そういう事例をわれわれは承知しておるわけですが、だいたい流れているといううわさでございますが、この検挙状況といえますか、この点と、それからもう一つ、銃砲刀剣の不法所持の検挙状況、この二点と、それから、聞きますと、新規届け出の銃砲刀剣の数が非常に多いという話を聞いておりますので、最初にこういう記録がありましたら、お尋ねをしておきたいと思っております。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

最初に銃砲の密輸事件の検挙状況でございますが、御承知のように、銃砲のうちで、猟銃、空気銃は、日本の国内におきまして合法的に入手できますので、その密輸事件というのはほとんどありません。密輸事件はほとんど拳銃でございます。

ちよつと数字を申し上げますと、昭和四十三年は十九件で、押収いたしました拳銃は二十二丁でございます。昭和四十四年は二十五件、三十三丁、昭和四十五年は三十五件、七十八丁、こういうことで、ここ三年の状況を見ますとかなり大幅にふえてまいっております。昭和四十五年の七十八丁の相当部分はフィリピンの方から入ってまいった状況でございます。

それから第二点の不法所持で検挙いたしました銃砲刀剣の数でございますが、昭和四十三年は銃砲は二千八百五十件、四十四年は二千三百五十五件、四十五年は千八百九十二件。この中でライフルの関係は昭和四十三年が八十四、四十四年が五十二、四十五年は五十、こういう状況でございます。一方、不法所持の刀剣の関係は、昭和四十三年が六千四百三十、四十四年が五千四十二、四十五年は五千二百二十九、こういう状況でございます。

それから第三番目にお尋ねのありました銃砲刀剣類の発見、拾得による届け出の実態でございますが、これはお話のようになりございまして、銃砲の関係は昭和四十三年が三千五百八十九、四十四年が四千七十三、四十五年は四千七百六十六、それから刀剣類の関係は四十三年が六万二千四百五十七、四十四年が六万八千二百三十三、四十五年は七万二千二百八十五、こういう状況になっております。

○小濱委員 最近の右翼といえますか、暴力団についての取り締まりが非常に強化されているようにわれわれは承知しているわけでございます。銃砲が相当量流れているという疑いは、いろいろな報道から濃厚であると思われるに、私用保持でございますが、いま御説明があったように、私用保持ということで、この兵器がたいへん民間で、隠しているわけはないのでしょうか、毎年六万何件も刀剣だけでも出てくる、こういう数字になっているわけでございます。こういう点での民間の保持者の認識といえますか、それは先祖代々のものだから持つておいていいのだという解釈なのか、あ

るいはまた飾りものにして持っているものなのか、いろいろ理由があるかと思っておりますけれども、こういう問題の認識を与える、そういうPRの方法ももつと何らかの対策を講じていかなければならないというふうにわれわれは考えているわけでありまして。

そこで、今度第三回目の改正案が出てまいりまして、だいたい規制され強化されてまいりましたけれども、まだまだこれでは完全対策ができていくというふうにはなかなか理解ができないわけでございまして。そういう点で、知らないで保持されている銃砲刀剣が危険な人たちに流れていく、こういう危険が非常に多くなってきたわけでございまして、これはそういう危険な人たちがいなければ、問題ないわけですが、いまの世情から非常に多くなっているという傾向が先ほどの質疑の中でも出てまいりました。憂うべき状態であることも先ほど言っておりますけれども、こういう状態

で特に暴力団の取り締まりについてははもと強化されていかなければならぬのではなからうか、こういうふうにおわれわれは考えているわけでありまして。この例については、けさの新聞にも赤軍派の人々が車を盗んで逃走した、それを追跡したが路切でとうとう見失ってしまったという例、あるいはまた名古屋で、拳銃が改造されてライフル弾が使用された、こういう模造拳銃が相当量改造されて流れているという報道がされておりました。こういうことを考え合わせると、どうしても暴力団の取り締まりの強化をもっと進めていかなければならぬのじゃないかならうか。もちろんその取り締まりとあわせて、保持している人たちの認識をもっと深めていかなければならぬのじゃないかならうか。そういう点でのPRをどういうふうにするのか。この点については、暴力団の取り締まりの問題ですから、後藤田長官にお尋ねしたいと思

います。

○後藤田政府委員 御説のように、銃砲刀剣等はそれ自身非常に危険なものでございますので、その所持について十分注意をせよというところ

は当然でございます。私もどなたもいたしまして、あらゆる機会をとらえ、猟銃であれば講習会等の機会あるいは地域団体その他各種の会合等いろいろと努力はいたしておりますけれども、現実に事件が起こつてみますと、必ずしもそういった点についての認識が徹底しておると思えません。こういう点については役所自身の努力も当然でございますけれども、同時に一般の方にも十分認識をしていただくように、今後とも努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

そこで、私もどなたもいたしまして、しよつちううといった銃なんかを使っている人よりは、むしろどちらかというといわゆる眠り銃、あるいは刀剣についても、しよつちうう愛好している人は別として、眠り刀剣、こういうようなところに問題があると思ひます。そこで、眠り刀剣などにつきましては、先年来私どもとしても力を入れました、持つてゐる方も使つてないということであれば、ひとつ廃棄をしていただくということで処理をいたしております。

午前中の審議で、ライフル銃等がふえるのかふえないのかという御質問がありました、横ばいでございますという御答弁をしておりました。これは眠り銃の私どもの措置が効果をあげているからそうなのではないか、むしろ傾向としては、私はライフル銃だけはふえていく傾向にありはせぬかという点を心配して、今度のようなライフル銃に対する規制強化もお願いしたような次第でございます。

さらにまた暴力団につきましては、これは新聞等で、御承知のように、三十八年の頂上作戦、その後それらの者が出てくる、そこでまた新しい対立抗争、資金かせぎ、各方面でいろいろな犯罪を犯すというようなことで、昨年来重点を置きまして暴力団取り締まりをいたしておりますが、その重点の第一は、いろいろございまして、暴力団が今日持つてゐると思はれる凶器の押収、つまりは銃砲の押収、それから不法所持の刀剣類の押収、こういうことに今日力を入れてやつてゐる

つもりでございます。

今後とも保管者の認識の問題あるいはそういった暴力団の關係等については、御説の趣旨に沿って私どもとしても全力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○小濱委員 先ほども質問がございまして、真岡のあの塚田銃砲店、薬局兼業というこのお店でその事件の話がございましたけれども、いろいろその後のあのお店の状態、指示に従ってどういふふうになられたかわかりませんが、何かお店も休んでいるという話もうわさでは聞いているわけですが、こういう事故を起こしたお店に対して、どういう経過になっているか、御存じならば、どなたかお答えいただきたいと思ひます。

○山形説明員 お答え申し上げます。

塚田銃砲店に對しましては、事件のある日の二月十八日に、県のほうから銃砲の販売事業の一時自粛ということを通知いたしまして、同店におきましては、現在自粛中でございます。これはいろいろと店舗の設備の問題それから銃砲店自身の心がまえといひますが、態度の問題等に全部関係しておりますので、目下塚田銃砲店といひましても、いろいろとその後対策を講じておるわけでございますが、この自粛の解除につきましては、地元の公安委員会、警察当局それから県当局、三者共同でその事実を確認いたしまして、自粛を解除するかどうかを決定いたしたい。現在のところは、販売の自粛中という段階でございます。

○小濱委員 保安部長にお尋ねいたしたいと思ひますが、あの塚田銃砲店で、先ほどもだいたひ報告がございましたが、その後は否としてそのあとの未発見の分の変化はないのですか。だいたひ前の話は聞いているのですが、その後の話を少し聞かしてもらいたいのと思ひます。

○後藤田政府委員 その点につきましては、先ほど警備局長から捜査状況を御説明申し上げましたが、今日まだ銃が九丁とたまたが約六百発程度残っております。それで、その点につきましては、犯人逮捕も当然やらなければなりませんけれども、

何よりも銃を押えるということが先決でございますので、今日全国的な捜査ネットとて追及をいたしております。その内容については、今日はちよつとお許しを願ひたいと思ひます。いま少し時間を与えていただきたいと思ひます。

○小濱委員 さらに保安部長にお尋ねしていただきたいと思ひますが、いまのような時世でありますので、製造業者から販売業者、この輸送経路の中で事故の起こることが一応想定されると思ひます。こういうことで、この点については事故防止といふことで警察のほうに依頼がくるのではないかと思ひます。運搬体制といひますか、こういうことについてはどういふふうにとつておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

仰せのとおり、銃砲等の輸送につきましては、今日の状況でございますので、いろいろ心配な点があるわけでございます。現在の法律におきましては、銃砲の輸送につきましては特別の規定はないのでございまして、通産省とも協議をいたして、銃砲を製造、販売する業者が大量に輸送をいたします場合は、あらかじめ警察のほうに連絡をしていただきたしまして、警察のほうで必要警戒措置をとることにいたしております。少量の場合におきましては、常にとつております。少量の場合に、その運搬の荷づくりの方法なりあるいは運送法等につきまして、途中で抜き取りたり事故が起きることのないようにということ指導いたしておる状況でございます。

○小濱委員 もう一点お尋ねしたいのです。

製造業者で、これは製造管理されるものの、そういう銃砲がでか上がつてすぐに販売業者に輸送といふふうにはならなかつたと思ひます。そういう点で、また不心得な者にねらわれる危険性もあるわけですが、今回の法律ではいろいろと設備を強調しておられるようですが、そういうものはこれは難なく破壊のできるものであると私もは考へておるわけですが、そういう意味で、また

違った面からの危険防止をどういふふうにお考へになつておられますか、お答え願ひたいと思ひます。

○長谷川政府委員 仰せのとおり、製造所にかんり数の銃砲ないしその未成品があるといふことは常態であらうと思ひます。これらの銃砲の防止なりそういう点につきましては、仰せのとおり、まず企業自身におきまして十分安全施設なり保管庫なり、その他を講ずべきことは当然のことでございます。こういう点につきましては、通産省のほうの武器等製造法の関係でいろいろ規定もあり、御指導もしていただいております。わけでございます。警察のほうにいたしましては、やはりそういう事業所は治安的に見ましてたいへん重要な警備対象でございます。そういうことで、それぞれの府県警察におきましては、自分の管内のそういう事業所につきましては重要警備対象として常に把握してございまして、それに対する警備計画それからふだんの防犯指導、そういうことを行なつておる状況でございます。

○小濱委員 それから、この前交通委員会ときでも、精神異常者の運転手といふことで当委員会でも話になつて、精神の狂つたわゆるてんかん持ちだとかいろいろの人がおられますが、そういう人たちが数十万、あの当時は三十万くらい数字を示しておられたことが記憶しているわけですが、今度のこの問題でも、許可を受ける時点では精神に異常はなかつた、ところが、その後正常でなくなつた、こういう人が相当いふの免許許可者の中にはいるのではないかと申すのです。あるいはまた、その発生時点で家族がどういふふうな異常を認めて報告するの。異常者が出た場合に非常に危険される問題が起つてくるわけですが、そういう点で何か具体的な指示なり方法を与えてございせんか、お答えいただきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 仰せのとおり、銃砲の所持許可を受けておる者の中にも、ごく少数ではござい

ますが、精神異常となりまして事故を起こしておる者がございまして。その状況は四十三年一件、四十四年一件、四十五年三件ございまして、あるいは殺人事件を起こしたり、自殺をしたり、そういうようなものでございまして。精神異常者に銃を持たすことは、当然いまの法律でも禁止されておる。ところでございまして、これらの点につきましては、警察のほうにいたしましては、まず許可の段階におきまして、そういう点について十分に調査をすることが第一で、その面で努力をいたしておりますが、許可後の状態につきましては、銃の状況につきましては最低毎年一回は銃をみずから持つてきていただいて、そして検査をいたすわけでございます。そういう場合において、さらにまた最近の状況でございますので、各種の事件等がありまして場合においては、防犯指導といふこととていろいろ銃の所持者に対しては防犯指導を行なつておるわけでございますが、そういう際におきまして、そういう精神的な面の問題につきましても十分の注意をする。さらにまた五年に一度ずつ更新の許可を受けるわけでございますが、そういう際におきましては重点をいたしておるわけでございます。そういうことで、こういう点につきましては、所持者自身よりは、むしろそういう所持者の家族の方もたいへん心配をいたしております。ございまして、いろいろ御協力をいたしたい。おるといふ状況でございます。

○小濱委員 法律案の要綱の第一で少し質問をしていきたいと思います。

ライフル銃の所持の制限でございますが、この一行目に「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」、これは通産省にお尋ねいたしますが、いまの点をちよつと説明をお願いしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 この点につきましては私から説明させていただきます。

事業に対する被害を防止するためライフル銃を必要とするといふのは、たとえば牧場を経営して

おられる方が、その牧場にクマでありますとか、  
そういつたものが来て、家畜に被害を及ぼす場合  
とか、あるいはまた農業を営んでおられる方が  
イノシシ等によりまして被害を受けるとか、ある  
いはまた漁場などを持っておられる方が、トド等  
によりまして自分の漁場を荒らされるとか、そう  
いうような場合にはライフル銃によりまして獣類  
を捕獲することが必要となるわけでございます。  
で、そういうことを意味しているのでございます。  
○小濱委員 この事業の中身ですが、いまの農地  
だとか、それから牧場、これはわかりましたけれ  
ども、山林ですね。これは林野庁の関係になるか  
と思ひますが、山林で仕事を営んでいる人も、こ  
れは先ほどの説明ですと、猟のできるところとで  
きないところと分類して相当面積があるようであ  
ります。この事業の中で、そういう山林の禁猟地  
域内における事業主の被害に対して、ここでは今  
度は被害があつても、禁猟区ですから、ライフル  
銃は使えないということになりますね。普通のと  
ころではない、禁猟区ですから使えないが、被害  
は発生する。こういう場合もこれはこの事業に入  
るのじゃないかと思ひますけれども、この点に対  
する対策はどういうふうにお考えになっておりま  
しょうか。

○塩島説明員 お答え申し上げますが、一般の狩  
猟行為といたしましては、ただいまおっしゃいま  
したように、鳥獣保護区とかあるいは銃猟禁止区  
域等においては狩猟はできないわけでございま  
すが、特に農林水産業等に被害が多い場合には、有  
害鳥獣駆除という申請を県知事ないしは農林大臣  
にいたしまして、その許可を得て、その場合には  
保護区域あるいは銃猟禁止区域でも捕獲をできる  
ことになっております。

○小濱委員 いまの点でさらにお尋ねしますが、  
その県や市町村において、まことに少ない予算し  
かれない。そういうことで、その禁猟区域内に  
おける被害防止ができないでいる、こういう場合  
が起きている地域があるわけですが、そこで林業  
を営んでおられる業者が非常に苦労しておる。そこ

は野ジカですか、シカに荒らされて、行つてみる  
と、皮がみな角でむかれて食べられてしまふ。若  
芽はみな食われてしまふ。こういうことで何百頭  
という野ジカがどんどん山を荒らしているわけで  
すが、ここでやれないのかというわけで、この前  
やったわけですが、何百という中で一頭か  
二頭しかとれなかったというところもあつて、新聞  
でだいぶたたかれたことがある。そういうことも  
ありますので、この問題について幾らか関係が生  
じてまいりますので、こういう場合の対策を、こ  
れはやはりきちと立てておく必要がある、こ  
ういうふうにして、これは林野庁の関係だから、  
そういう場合にはどういうふうに対策を講ずるの  
かというふうにお尋ねしたわけですが、いまの答  
弁わかりました。

これは保安部長にお尋ねいたしますが、こ  
う被害が発生している場合に、その市町村では  
銃砲を持つていてる人をお願いをして、そうして狩  
猟をする、こういうふうになると思うのですが、  
いろいろと危険な北海道とか、そういう山間僻  
地ではそうもいかない場合が出てくる。緊急に対  
処しなければならぬような場合が出てくる。た  
とえば私はこの前行つてまいりましたけれども、  
静岡県のある森町のずっと奥に、山の中に熊切と  
いう部落があります。熊切といわれるほどここ  
はクマが出てくる。こういうところではほんとう  
にどうにもならない。こういうことではほんとう  
に場を備えてあるものを持つていってやらなければ  
ならないわけだが、役場にならぬわけですね。そ  
ういう出張所がない。こういう場合には市町村でも  
銃砲、今度のライフル銃は持つことができないの  
かどうか。あくまでも個人で申請をして許可を受け  
るしか方法はないのだ、こういうことになるのか。  
そこらの上で、ぜひともこういう問題を解決してい  
てもらわなければいけなかつたと思うので、保安  
部長、御見解をひとつ聞かしていただかないか。  
○長谷川政府委員 お答え申し上げます。先ほど  
事業の内容で林業のことは申し上げなかつたわけ

でございますが、もちろんそういう林業のことも  
入るわけでございます。

さらにただいまお尋ねの件でございますが、現  
在市町村におきましても、銃を所有することは別  
に禁止されておられないわけでございます。しかし、  
現在の銃刀法のたてまえでは、そういう地方公共  
団体とかいう団体あるいは何とか会社という団体  
そういったものが所持することはできないのであ  
りまして、市町村が持ちます場合におきましては  
その所持許可を受けることになっておるのでござ  
います。したがって、先生の御質問の御趣  
旨のように、市町村であらうかじめ持つておつて、  
それを必要なときにだれが必要な人がそれを借り  
て持つていって撃つというところは、これはできな  
いのでございます。

○小濱委員 先ほどわが党の和田議員が話して  
くれたわけですが、茨城県の笠間市、あの付  
近へ行きますと、イノシシが隊伍を組んで歩いて  
いるわけですね。さつき聞いたばかりです。もう七  
頭も八頭も隊をなして町へ出てくる。そういう場  
合に、私が心配するのは、急に応ずるといふこと  
ですが、だれかが銃砲を持つていられるというこ  
うことでござつていたんじやどうにもならないわ  
けです。そういうことで、警察もありませんから何  
とか対策は練つてくれるだろうと思ひますけれど  
も、地方の派出所にはライフル銃がないわけだ。  
警察署にはある。そうすると、相当離れた地域に  
しか銃はないということになると、さてその被害  
防止のための対策はどうするかというところが起  
こつてくるわけですよ。そういう点で市町村役場  
で、出先で持つことはできないのか、こういうこ  
とです。その対策なんか、全然将来計画をお  
持ちになつておられません。どうでしょうか。

○長谷川政府委員 現在銃は、午前中も申し上  
げましたとおり、五十八万丁全国に許可されてお  
るわけでございます。したがって、地域的に  
若干のアンバランスはあるかと思ひますが、そ  
ういふ狩猟ないし有害鳥獣の駆除を必要

とするというふうなところにおきましては、大体  
充足されておるような状況ではないかというふう  
に思ひます。

さらにまた、今回のライフル銃の規制におきま  
しても、そういう農業等を守るためにどうしても  
ライフル銃が必要であるというふうなものにつ  
きましては、所持の許可も今後認められること  
になつておりますので、現行制度を適切に運営し  
てまいりましたならば、そのような事態には対処で  
きるのではないかと、こういうふうにお考えおる次  
第でございます。

○小濱委員 この間も私のほうの素野の在の菩提  
というところですが、ここでは南京豆がよくでき  
るのですけれども、一晩に一反歩くらい食べて  
いっちゃう。どうして土の中にもぐつていける南京  
豆が荒らされるのであるかと思ひます。一反  
歩くらい一晩に食っちゃうのです。それがもう  
農家へ出てくるわけですね。朝になつてびっくり  
する、こういうことになつていられるわけですが、  
もう、こういうことから、その発見したときの対策  
が——人畜に被害がなければいいんですけれども、  
そういうことが起つてはたいへんであります。  
大都會のこういう付近にもそういう事例が起つ  
ておるのです。ですから、遠くの方ではどんな  
に被害が発生して住民が苦慮しておるだろうかと。  
こういうことが考えられるわけですね。そういう  
点で、市町村の出先でもこういう対策を講じてお  
く必要がある、こういうふうに思ひますが、これ  
は話を伺いましたので、要望しておきます。

それから第二の問題ですが、この中で「都道府  
県公安委員会は、許可に係る銃砲の保管状況につ  
いて、報告を求めることができる」、先ほど話  
があつたようにございまして、報告を徴収する、そ  
こでこの対策についてどう指導していくのであ  
ろうか、そういうことからこのことを考えると、公安  
委員会としても非常に人手もありませんし、また  
どういふ方法で人を集めてこれに対処するのであ  
ろうか、こういうことを考えますと、何かから手  
形になるのじゃないかということが憂慮されるわ

けです。計画倒れにならないようにしていただきたいと思いますが、これについての考えを伺っておきたいと思ひます。保安部長にお願いいたします。

○長谷川政府委員 都道府県の公安委員会は、個人につきましても銃の保管状況について報告を求めることができることに今回改正をお願いいたしておるわけでございます。具体的にこの仕事をいたすのは、公安委員会が管理をしております警察、それ以外の府県の警察、さらに具体的にはその県の警察官が行なうわけでございます。そういうことで、その報告を求めるやり方その他につきましては、公安委員会から指示を受けるわけでございますが、それに基いてやるわけでございまして、たとえば派出所にも場合によってはやらせることもできますし、また本署の銃砲の担当の専門の者に計画的にやらせることもできるわけでございまして、そういうことによりまして十分保管の状況の把握、それからそれによる適正な保管の指導という目的を達することができると考えておるわけでございます。

○小濱委員 家庭によつて私どもはよく見受ける光景なんです、床の間に銃剣がきれいに飾つてある。先ほど見せていただいた銃砲刀剣、あれでよくわかつたわけでございます、五・五ミリ口径のもの以下は今度は持てなくなるわけですね。五・五ミリ、小口径のライフル銃については所持禁止になるわけですか、どうでしょう。

○長谷川政府委員 ライフル銃につきましては、この銃刀法では口径によりまして二十口径以下は持つことができない、そういう制限はこの改正案には入れてないのでございます。

ただ、お話しした点は、参議院の附帯決議等にもありました狩猟の用具といたしまして、小口径の、御指摘の二十口径、五・五ミリ程度のものは必要でないではないかというふうに私も思つております。と申しますのは、そういう小口径のライフルというのは、ウサギとかいう程度の獣類の捕獲に使われるということでございまして、それ、そういったものは散弾銃で十分目的を達する

ことができるわけでありまして、一方その危険性を考えますと、小口径であります、たいへん命中精度が高いのでございまして、いろいろな犯罪事件等において使われるライフル銃の中で二十口径というものはかなりあるわけでございまして、そういうことで、狩猟の用具としては必要はないのではないかと、狩猟に私どもも考えております。この点につきましては林野庁とも協議をいたしておるところでございます。

なお、そういう小口径のライフルでも射撃競技、これは政令によつて推薦されました者、選手ないし選手候補者として推薦されました者は今後ともそういう標的射撃のためには持つことができるわけでございます。

○小濱委員 わかりました。それでは第三番目の模造拳銃の所持の禁止、これについてひとつお尋ねしたいと思ひます。輸出のための模造拳銃、これは輸出業者も含めて所持することができ、その他は持つてはならない、こういうふうになつたわけでございまして、これも先ほど見せていただいた、模造と本物の区別が全然つかないのです。先ほどは黄色い着色したものを模造拳銃のほうで見せてもらいましたけれども、もう一丁のほうは、銃身の横に小さな白いしるしがついておる。それから銃口にちやつとしたいぼみみたいなものが出ておる。閉塞にはなつてないのです。ちよつと出ておる。もう一つは全然ふさがつておる、閉塞されておる。そうすると、あとどこが違ふのかというところ、開いてみたら撃針がとがつてなかつた。平らになつておる。この三点が違つた面はない。あとはもうほとんど、銃物と鉄との関係があつただけですね。そういうことで、銃口にちよつと出ているあの出っぱりをやすりで取つてしまつと、これはなくなつてしまつて、普通の口径になつてしまふ。それからあの横の腹の黄色い塗り具、あんなものはワイヤブラシでちよつとこすつてしまえば、すぐとれてしまふ。あとは撃針だけです。こんなもの、黙つていけばわかりません。こう比

べると、ほんとうにどつちかわからない、こういう状態なんですね。こういう模造拳銃が輸出のためにはつくられていく、携帯はできない、所持はできない、こういうふうになるわけですが、またこの模造拳銃の輸出の分が横流しされていくとどういふことになるのか、こういうことで、この輸出のための模造拳銃の対策も相当危惧される問題だとわれわれは考えるわけですが、その点についての考えを、これも保安部長であると思ひますが、お答えいただきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 仰せのとおり、輸出用としてのみ持てるものが国内に横流れをしてはたいへん困るわけでございまして、したがって、今回の改正案におきましても、そういう輸出のためにする場合におきましても、公安委員会に届け出をしないだくことになつておりますが、そういう届け出た上、警察のほうとしても積極的にそういう業者の実態あるいは製造の状況、輸出の状況等を把握したしまして、横流れによる事故がないように万全の措置をいたしたいと考えておるわけでございまして。

○小濱委員 模造拳銃については生産金額が十一億八千七百万円、生産数量が五十万丁、これは四十五年の実績ですが、一年に五十万丁つくられていくわけですね。この模造拳銃が、きょうの新聞を見ますと、モデルガンでライフルだまが撃てるように、そういう装置を施したわけですね。これが中部地方の暴力団にかなり出回つておると見られ、大がかりな改造拳銃製造組織を愛知県警で追及をして、こういう記事ですね。改造拳銃でライフルだまが使えるという非常にこわい問題だと思ひます。これはわずかに千五百円か二千円の模造拳銃でありますけれども、この拳銃一丁が約五万円です。買されているという疑いがあるわけですね。銃身に二十口径の鉄パイプを通して割れないようにし、撃針もつけられていた。二十口径の鉄棒の輪が入つておる。それが銃身になつておる。こういうふうな改造されて中部方面には大量に流れて

いるという報道であります。こういうことで模造拳銃の製造については非常に問題が多いかと思ひますが、保安部長、この愛知県の暴力団員の逮捕の問題について、いま私が話した以外のことでおわかりになつていけば、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。

愛知県警におきましては、昨年の十一月ごろ暴力団の者がモデル拳銃を改造いたしておるというやうな情報を得まして、鋭意捜査を進めておつたわけでございまして、たゞいまお話をあつたやうな状況になつたのでございまして、その暴力団は山口組系の暴力団でございまして、現在までのところ警察のほうではつきり把握いたしておる模造拳銃の数は三丁でございまして、そのうち押収をすることができましたものが二丁でございまして、このモデル拳銃はダブルバレルというものでございまして、銃身が上下二つありまして二発出るやうになつておるものでございまして、これをお話のように、銃身を鉄パイプに取りかえ、それから撃針をつけて改造いたしておつたわけでございまして、こうなりました。このモデル拳銃はモデル拳銃でなくて、銃刀法という拳銃になるわけでございまして、その違反として被疑者十二人を逮捕して、目下取り調べを進めておる状況でございまして。

○小濱委員 山形次長にお尋ねしたいと思ひます。

こういうふうな改正されて輸出向けだけに限るといふことでありますけれども、いままでのお話に出ましたように、いろいろの問題が起つておる事件ですが、そこで、愛知のある地域で起つた事件でございまして、こういうことが簡単にできることになれば、もう相当に他の地域でもこれはつくられておると見なければなりません。年間とかく五千万丁からできておるわけなんです。こういうことから、いままで流れている模造拳銃がどのくらいになつておるか、こういう数量を考えてみますと、簡単にできるといふことになれば、こういうことがまた凶器に使

われていく危険性が生じるわけです。これは無理なお願いかもしれませんが、通産省としては、こういう状態が明るみに出ましても、これでもなおこの輸出拳銃は許可されるものかどうか。この辺で何か一考する必要があるのじゃないかと思ひますが、この点についてのお答えをいただきたいと思ひます。

○山形説明員 午前中の答弁でも申し上げましたように、模造拳銃の製造業者の数は、幸運なことに金銀製で九社、プラスチック製で五社と非常に数が少ないわけでございまして、もちろんこれは流通段階における現在お話しのような問題もございまして、流通段階につきましては、警察御当局とも連絡を密にしながらこれをやっていく以外にないと思ひますが、メーカー段階はたまたま数が少ないものでございまして、より一その連絡を密にいたしまして、製造段階及びそれらの輸送段階、販売段階等々を通じて不測の事態が起こらないように一そう検討、指導していきたい、こう思ひつゝ次第でございまして。

○小濱委員 いまの説明の中で次長にお尋ねしたいのですが、これからの対策としてどういうものをつくらうとする計画をお持ちになつてゐるのか。先ほどは、これは警察でやつてくれたのだと思ひますが、銃物の部分を全部黄色で塗つてくれました。これでわかたつたわけですが、黒とか銀色だとか、いろいろなことが計画をされてゐるということでありまうけれども、こういう特別な、これはもうはつきり模造拳銃なんだということが一目でわかるような、そういう検討をしておられるかどうか。これが一日も早くそうならなくちゃならないと思うのですが、そういう点についてのお答えをいただきたいと思ひます。

○牟田口説明員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のような、一見モデルガンであることが明らかかなようなガンに限って製造するといふようなことも、今後はこの法律制定後はもちろんのこと、またそういうくらの必要も、

業界自身の判断でもまたそういうことになつてくるのではなからうかと思ひますけれども、総理府令で規制されるものの範囲が定められるようございまして、詳細はその内容のいかんによりまするけれども、いづれにしても、今後いふ言つたような意味でその危険性のおそれ及び可能性のあるものにつきましては、法律の制定をまつまでもなく、順次先生御指摘のような体制を整えていくよう指導してまいりたいと思ひます。この製造業者は、先ほど御説明申し上げましたとおり、九社でございまして、その点につきましてはわりあつたといふ連絡及び指導の道がつきやすいかと存じますので、今後はそういう方向で努力させていただきますと存じております。

○小濱委員 今度のこの模造拳銃の所持の禁止といふことで、いまお話がありましたように、この製造企業数は九社といふことでありますが、非常に九社の年間の生産金額が大きくなつてゐます。千三百億圓くらゐの生産金額をやつてゐるようでありまう。こういうことですから、何か、たとえば所持禁止といふことになつて、この販売能力はガタ落ちになる。製造業者及び販売業者はこういうことで悪影響が起きないかどうか。これはひとつ山形次長にお尋ねしたいと思ひますが、こういうことでは、この九社の内容から見ても不安のないように思ひます。これを保持してゐるわけでは、悪影響といふことで、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○山形説明員 お答え申し上げます。模造拳銃の金銀製、プラスチック製合計いたしまして、年間生産金額は十一億八千七百円でございますが、ただいまの先生の申しやういたしました千数十億といふものは、たしか私の了解している限りにおきましては、雑貨全体の金額ではないか、こう思ひつゝでございますが、いづれにしても、この模造拳銃製造業は大體十一億圓くらゐの生産額で、かつわらゐる技術水準の高い企業でございまして、雑貨全体の中の一、数%の生産金額

をこの模造拳銃で占めておりますので、今回の措置等に対応いたしましてわりあいに転換能力のある業者だと思ひますので、ほかの高級玩具等にこれが転換することは当然可能だと思ひますので、全体の生産金額のシェアの小さいことも相まちまして、スムーズに企業の転換が行ない得るのではないかと、こう思ひつゝ存じます。

○小濱委員 いま次長のほうから御答弁がありまして、そういう内容だからばくは不安はないかと思ひますけれども、今度所持禁止といふことになつて、また識別をされるというようになつたならば、これは魅力が当然なくなりまうから、そういう点でこの購買量がたつと落ちるだらう、こういうことであつた企業といふことでわれわれはちよつと心配したわけですが、これだけの力のある会社ですから、これは転換はできるのじゃないか、こういうふうに思ひますので、いまの御答弁でつゝ存じます。

もう一つ、第四の問題ですが、模造刀剣類の携帯の禁止、この点について少しお尋ねしたいと思ひますが、この中で「正当な理由」といふのがあるのです。一枚めくりまして最初の行ですが、「業務その他正当な理由」とのこと、それから「模造刀剣類を携帯してはならない」といふこと、この正当な理由と携帯について少し説明をお願いしたいと思ひます。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。「業務その他正当な理由による場合」と申しまうすのは、たとえば踊り等のために刀が必要である、そういうことでお店屋さんから買つて自分の家を持つて帰るとき、あるいはまたそういう刀を、こわれたので修理のためにお店に持つていくような場合とか、そういうたふたふたないろいろな、どうしても持ち歩かなければならない、そういう場合がこれに当てはまるわけでございます。

を禁止する。自分の家の床の間に飾つておくとか、そういうのは所持でございまして、携帯には入らない、こういうことでございまして。

○小濱委員 保安部長、最初の答弁の「正当な理由」の中ですけれども、室内の装飾、床の間に飾つておく、これは正当な理由に入るのですか。これはいいんですね。

○長谷川政府委員 室内で飾つておきますのは携帯にはならないわけでございます。別に今回の規制の対象にはならないのでございまして。差しつかえがないわけでございます。

○小濱委員 第六番目の、銃銃等に対する番号、記号の打刻、これは一貫番号なんですか、それとも種類番号なんですか。それからもう一つ、輸入品、こういうものはどういふふうになりますか。この扱いについてはどういふふうになりますか。

○長谷川政府委員 現在銃銃、空気銃につきまして、国内のメーカーで生産されておりますものにつかましては、それぞれ行政指導によりましてそのメーカーの記号、それからそこでつくつた一貫番号、そういうものが打たれておるわけでございます。それは特別にこの規定によりまして新たに番号を打たせる必要がないようになっております。ところが、輸入をされます銃の中には、そういうすでに警察のほうに登録してある銃の番号と同じようなものがある場合がございまして、そういうときはたいへん困りますので、公安委員会が指定した別の番号を打つていただくわけでございますが、その番号は、銃の種類、記号と、それから一貫番号といふことが、数字を並べた番号を打つてもらう予定にいたしております。

○小濱委員 もう一つそのことについてですが、たとえば暴力団等から押収した、こういう銃砲の扱いですね、これはやはり裁判になるかと思ひますが、その後のこの取り扱い、処置についてはどういふふうになるのか、参考までに聞きたいと思ひます。

○長谷川政府委員 裁判が確定いたしますれば、当然押収をいたすわけでございます。そういうこと



一般的な行政権限というものが、通産大臣、知事にある以上、これは警察が立ち入るのは、やはり特に必要のある場合で、私は差しつかえなからうと思います。「特に」ということがあるから、それじゃ現実は一線かどうかといえ、もちろんこういう立ち入りなんというのは特に必要ある場合に立ち入れないのであって、そう必要ないときに私はむやみに立ち入りなんかすべき筋合いのものではなからうと思います。したがって、法的には私は今日のあれでいいんじゃないか。

ただ問題は、それがためにぎくしゃくしてはいかならないかという御説につきましては、これは私はやはり第一線では、警察といひ知事といひても、地方の同じ団体の機関でございますので、その間に実際問題として両者の間でとかくの問題があるということはないんじゃないか、したがって、その点は私は心配いたしておりません。ただ問題は、先ほど言ったように、せつかく立ち入って欠陥を発見したんだが、その事後措置について当方は何も言えないというのは、これは私は将来の検討課題であらう、こういうふうに考えます。

○山形説明員 お答え申し上げます。

法の改正、その施行等を通じて、だんだんと運用が変わってくるわけでございますけれども、何ぶんにも県でやっております行政も長い歴史を持っておりますので、時代の進展に應じまして、より一そう警察当局と県当局との関係が緊密にならなければいかぬと思いますが、先生の御指摘のように、末端でぎくしゃくしたのでは効果が達成できませんので、われわれといたしましては、この際あらためて公安委員会、警察庁当局とも十分に御相談申し上げます、でき得ますならば、共同の通牒といえますか、共同の一つの指示を与えて、末端での混乱がなく所期の目的が達せられるようにはかりたい、こう存する次第でございます。

○砂田委員 これで最後ですが、警察庁長官、いま通産省のほうは、警察庁長官がいま心配なされた点ですね、欠陥を発見した場合の措置について警察庁長官がまさに心配なさったその部分につ

いても、警察と協議をして通達を、何らかのものを出す用意がある、そういう御答弁だったので、警察庁長官も同じようにお考えになりますか。

○後藤田政府委員 立法上の問題については先行きの御検討を願いたいと私は思います。しかしながら、今回はそういうことは入っておりますので、そういう点については、これは当然に行政上の両者の話し合いで、通達その他で処置をさせていただければたいへんありがたい、かように思っております。

○警委員長 次回は、明二十六日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和四十六年四月十二日印刷

昭和四十六年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局